

秋田市災害時要援護者の 避難支援プラン(改訂版)

平成 2 7 年 3 月

秋 田 市

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定の背景と目的・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン改訂の背景・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 3
- 4 災害時要援護者の定義・・・・・・・・・・ 4
- 5 対象とする災害時要援護者・・・・・・・・・・ 7

第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

- 1 要援護者情報収集の目的・・・・・・・・・・ 8
- 2 要援護者情報の収集・共有の方法・・・・・・・・・・ 8

第3章 避難支援対象者名簿

- 1 名簿の作成・・・・・・・・・・ 10
- 2 市での情報共有・・・・・・・・・・ 11
- 3 名簿の外部提供・・・・・・・・・・ 11
- 4 名簿の活用・・・・・・・・・・ 11
- 5 名簿の管理・・・・・・・・・・ 12
- 6 緊急時の情報提供・・・・・・・・・・ 12
- 7 個別避難支援プランの作成・・・・・・・・・・ 12

第4章 要援護者把握用リスト

- 1 リストの作成・・・・・・・・・・ 17
- 2 リストの外部提供・・・・・・・・・・ 17
- 3 リストの活用・・・・・・・・・・ 18
- 4 リストの管理・・・・・・・・・・ 18

第5章 情報伝達体制

1 避難情報の種類	21
2 避難準備情報発表の基準について	21
3 避難情報の伝達体制と伝達手段	21
4 要援護者に対する情報伝達ルート	22
5 情報伝達責任者の明確化	22
6 安否確認と救助	22

第6章 避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路	24
2 避難所の種類	24
3 指定避難所における支援	25
4 福祉避難所	27

第7章 関係機関・団体との連携

1 避難支援プランに基づく地域の取組	29
2 市の役割	29
3 地域の役割	30
4 関係機関・団体の役割	31
5 要援護者自身の役割	32

【資料】

これまでの災害時要援護者対策	34
同意書（様式）	35
『災害時のための避難支援対象者名簿』への登録申出書	36
要援護者把握用リストに関する覚書（様式）	37
要援護者把握用リスト受領書（様式）	38
秋田市避難場所・避難施設一覧	39
秋田市福祉避難所一覧	48
秋田市災害対策本部の事務分掌	50
災害対策基本法（抜粋）	55

第1章 基本的な考え方

1 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン策定の背景と目的

平成16年7月、新潟、福井、福島で発生した豪雨災害を契機に、災害時に弱い立場におかれる高齢者や障がい者など、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになりました。

このことを踏まえ、国では平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定（平成18年3月改訂）し、地域における災害時要援護者避難支援体制の整備に向けた取組を促しています。また、平成19年12月には、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省の連名通知により、全国の市町村に対し、平成21年度までを目途に「避難支援プランの全体計画」を策定するよう求めており、これを受け、秋田県においても、平成20年7月に「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を策定し、県内各市町村に示しました。

本市においても、災害時における要援護者の安全確保のための取組の強化に向け、平成21年3月に修正された秋田市地域防災計画には、災害時要援護者避難支援プランの作成や福祉避難所の設置など、安全確保のための支援対策確立に努めることが盛り込まれました。

併せて、日ごろから民生委員など関係機関等との間で災害時要援護者の情報を共有し、日常的な見守りと支援活動が適切に行われることは、災害時要援護者一人ひとりの支援体制の構築や災害時の安否確認が的確に実施されることとなります。災害時の避難支援体制の構築は、ひとり暮らし高齢者などが安心して日常生活を営むことにつながることから、平成21年3月に策定した第2次秋田市地域福祉計画において「災害時の要援護者の避難支援」を重点事業として位置づけました。

そして平成22年3月には、第2次秋田市地域福祉計画における重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の具体的な取組とした「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、本市における災害時要援護者対策を計画的・組織的に実施するための基本的な考え方をまとめるとともに、自助、共助、公助の役割を明らかにし、より具体的な支援活動を実践していくための地域における取組の指針としています。この「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づいて、「個別避難支援プラン」を作成します。これは、地域における災害時要援護者一人ひとりの支援活動を進めていくための個別活動計画となることを目的として作成するものです。

2 秋田市災害時要援護者の避難支援プラン改訂の背景

内閣府は、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、災害対策基本法の改正を重ね、平成25年6月の改正では、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように、①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけ、そのために必要な個人情報を利用できること、②要支援者本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員などの避難支援等関係者に情報提供すること、③災害発生時などには、本人の同意の有無に関わらず避難支援等関係者などに情報提供できること、④名簿提供者に守秘義務を課し、市町村が名簿漏えい防止の措置をとることなど

を定め、同年８月には、併せて「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を公表し、具体的な取組方法等を市町村に示しました。

また、改正法では避難所や在宅の被災者の状況を踏まえて、①避難所における生活環境の整備、②避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を定め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を示し、市町村には、災害時の避難所における良好な生活環境を確保し、避難生活に対する支援を実施することが求められています。

それにさきがけ、本市では、東日本大震災における被災地の状況を受けて、「秋田市災害対策基本条例」を平成２４年３月に制定（平成２４年７月施行）し、それまで避難支援対象者名簿の地域提供は本人同意が前提であり、不同意のかたの情報提供がなく、地域で把握できないために発災時に支援からもらえるおそれがあったものを、本人の同意の有無に関わらず、身体的な状況から災害時必ず支援が必要なかたの情報をあらかじめ地域に提供できるようにしました。

また、平成２６年３月には、災害対策基本法の改正事項に留意し、災害対策基本条例を踏まえた上で、「秋田市地域防災計画」を修正しました。

このたびのプラン改訂は、これら、法・条例・地域防災計画の内容を具体的に反映して修正したもので、第３次秋田市福祉計画の重点事業の取組ともなっています。

<全体計画・地域防災計画において定める事項>

全体計画において定める事項

地域防災計画において定める必須事項

- ・避難支援等関係者となる者（Ｐ８）
 - ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（Ｐ７）
 - ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（Ｐ８～１０）
 - ・名簿の更新に関する事項（Ｐ１２）
 - ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（Ｐ１１）
 - ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（Ｐ２２）
 - ・避難支援等関係者の安全確保（Ｐ２９）
-
- ・名簿作成に関する関係部署の役割分担（Ｐ９～１２）
 - ・避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）（Ｐ１２～１６、２１～２３、３０～３１）
 - ・支援体制の確保（避難行動要支援者１人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）（Ｐ１２）
 - ・具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者（Ｐ３０）
 - ・あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制（Ｐ１２、１７～１９）
 - ・発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結（Ｐ２７）
 - ・避難行動要支援者の避難場所（Ｐ２４～２８）
 - ・避難場所までの避難路の整備（Ｐ２４～２８）
 - ・避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制（Ｐ２４～２８）
 - ・避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法（Ｐ２４～２８）
- 他

※ もとより、改正災対法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

平成２５年８月「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府(防災担当)）」より

3 避難支援の基本的な考え方

災害においては、「自らの身の安全は、自らが守る。自らの地域は、自らで守る。」を基本とします。

要援護者のみならず、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う自助、その上で、隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織や町内会などによる組織的な安否確認や避難誘導等の共助が確実に行われることが、災害時の被害を最小限にするために最も重要な取組となります。

このような自助、共助が機能するためには、日ごろから地域で話合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要です。また、要援護者も支援者、近隣住民と積極的にかかわるなど自ら地域住民と良好な関係を築いていくことが大切です。

また、要援護者への避難支援は、地域の状況や災害の規模によっては地域住民の支援だけでは不十分であることから、自主防災組織や町内会などが地域の事業所や商店、学校等様々な団体や施設とも協働し、地域住民と連携した支援体制を構築する必要があります。

地域で支援体制づくりを進める際には、地域で想定される災害に応じた取組を進めることが最も重要となります。

特に、暴風雨、洪水等の一般災害では避難に対する準備行動が可能となることから、日ごろから地域住民を巻き込んだ避難支援体制を整えておくことにより、より効果的な支援活動が可能となります。また、一般災害時に備えた避難支援体制が地震等による大規模災害においても、その後の避難や安否確認等をスムーズに機能させることにつながるものと考えます。

なお、「秋田市災害対策基本条例」においても「自助・共助・公助」の考え方が基本となっています。

秋田市災害対策基本条例（平成24年3月条例第3号）

前文

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曾有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

4 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に一連の行動をとるのに支援を要する人たちです。

本プランの「災害時要援護者」とは、災害対策基本法における「要配慮者」にあたります。

(1) 一般的に災害時要援護者と考えられる人

- ① ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
- ② 寝たきりなどで介護が必要な人
- ③ 認知症状のある人
- ④ 視覚障がいのある人
- ⑤ 聴覚障がいのある人
- ⑥ 音声・言語機能障害のある人
- ⑦ 肢体不自由である人
- ⑧ 平衡機能障害のある人
- ⑨ 内部障がいのある人
- ⑩ 難病などの病気を抱えている人
- ⑪ 知的障がいのある人
- ⑫ 精神障がいのある人
- ⑬ 妊産婦および乳幼児
- ⑭ 日本語の情報が十分理解できない外国人

(2) 要援護者が抱える災害時の支障

要援護者が災害時に抱える支障は、「情報の伝達が難しい」「情報を的確に理解できない」「被災をまぬがれるための避難行動に支障がある」「急激な生活環境の変化に適応できない」など災害時要援護者一人ひとりがそれぞれ異なります。

- ①情報に対する支障 → 情報を受けたり伝えたりすることが困難である。
- ②危険回避に対する支障 → 災害時には、瞬時の対応が求められるが、危険回避が遅れ、倒れた家具等から自ら身を守ることができない。
- ③移動行動に対する支障 → 身体的な障がいや病弱であるため避難準備に時間を要し移動行動に遅れが生じる。
- ④生活行動に対する支障 → 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が困難となる場合がある。
- ⑤適応力に対する支障 → 心理的動揺が激しく日常生活に支障が生じる。
- ⑥避難生活に対する支障 → 避難所で、一般避難者と長期にわたる共同生活を行うことが困難である。

《参考：災害時要援護者の特徴とニーズ（例）》

区 分	特 徴	災害時のニーズ
ひとり暮らし高齢者	同居者がいないため、緊急事態等に気づくのが遅れるおそれがある。	迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。
寝たきり高齢者	- 自力で行動することができない。 - 自分の状況を伝えることができない。	- 避難する場合、車いす・ストレッチャー等移動用具と援助者が必要 - 安否確認や状況把握が必要
認知症高齢者	- 自分で判断し、行動することができない。 - 自分の状況を伝えることが困難	- 避難する場合は、援助者が必要。また、状況により車いす等移動用具が必要 - 安否確認や状況把握が必要
視覚障がい者	- 被害の状況を知ることができない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い） - 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	- 市町村からの広報、その他生活に関する情報などが来たときには必ず知らせる。必要に応じて読み上げる。（音声による状況情報伝達および状況説明が必要） - 安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。（避難誘導してくれる人が必要） - 避難所内の案内（トイレ、電話など場所の確認など）
聴覚障がい者 音声言語機能障がい者	- 音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない） - 視覚外の危険の察知が困難 - 緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 - 外見からは、障がいのあることが分からない。	- 正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。（視覚による認識手段が必要） - 避難所への避難誘導 - 避難所では、情報から取り残されないよう掲示板などで呼び掛ける。また、ファクスの配置や筆記用具を常時確保する。
肢体不自由者 平衡機能障がい者	- 自分の身体の安全を守ることが困難 - 自分で避難することが困難	- 家具の転倒防止など、住まいの安全を確認する。 - 地域での移動支援体制づくり（車いす、ストレッチャー等の移動用具と迅速な情報伝達、介護等援助者が必要） - 車いす用のトイレの確保
内部障がい者 難病患者等	- 障がいの状況によっては、自立歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 - 外見からは、障がいがあることが分からない。	- 医療機関との連絡体制、移送手段の確保（医療機関の支援） - 移動に、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要

区 分	特 徴	災害時のニーズ
内部障がい者 難病患者等	・ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工呼吸器や人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・ 常時医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 ・ 医療品を携行する必要がある。 ・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 ・ 急激な環境変化に順応しにくい。 ・ 人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ・ 人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限される。	・ 食事制限の必要な人の確認 ・ 医薬品や医療機器、ケア用品の確保 ・ 人工肛門造設者等については、ストマ用装具や障がい者トイレの確保 ・ 人工透析には、電気と水の確保が必要
知的障がい者	・ 自ら危険を判断し、行動することが困難な場合がある。	・ わかりやすい言葉で具体的に避難誘導することが必要
発達障がい者	・ 他人とのコミュニケーションが困難であったり、予定されたパターン以外の行動をとることが難しいため、自ら避難することが難しい場合がある。 ・ 避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、パニックを起こす可能性がある。	・ 一人にいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要 ・ できるだけ発達障がい者の特性を理解した者が対応することが必要
精神障がい者	・ 災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合がある。	・ 努めて冷静な態度で接し、本人を安心させることが必要 ・ 服薬の状況を確認
妊産婦	・ 行動機能は低下しているが、自分で判断し行動できる。	・ 避難誘導 ・ 避難所等における配慮
乳幼児	・ 自ら判断し、行動する能力が無く、常時保護者の支援が必要（ただし、4、5歳を過ぎると、危険に対して自ら対応する能力が備わってくる）	・ 保護者の災害対応力を高めることや適切な避難誘導が必要 ・ 被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要 ・ 心のケア
外国人	・ 日本語で伝えられる情報が十分理解できない。 ・ 特定の国の出身者には地震の経験が極めて乏しいケースもありうる。	・ 危険に関する注意喚起情報をあらかじめ外国人に理解できる言語およびやさしい日本語、又は絵カード等（矢印やピクトグラム）で準備することが必要 ・ 平常時からの防災に関する意識啓発が必要

5 対象とする災害時要援護者

災害時の要援護者への避難支援は、要援護者全員に対する平等性や公平性だけを重視するのではなく、家族など介助者の有無や障がいの種類・程度などに応じて個別に対応することが必要と考えられます。

このことから支援を必要とする要援護者の中から、高齢や身体障がいなどにより自力避難が困難で被災リスクが高い人を「避難支援対象者」として特定し、災害対策基本法における「避難行動要支援者名簿」にあたる「避難支援対象者名簿」に登録し、優先的に個別避難支援プランを作成するとともに、身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象を絞り、秋田市災害対策基本条例に基づく「要援護者把握用リスト」を作成し、町内会長、自主防災組織隊長および民生委員等と情報共有する必要があります。

また、社会福祉施設等への入所者や長期入院中の要援護者は、施設、病院において避難支援などの援護が行われるため、避難支援対象者としては除外します。

避難支援対象者名簿登録者

下記のいずれかに該当する居宅生活者で、同居家族等の支援だけでは自力避難が困難な者

- ①高 齢 者
 - ・要介護認定結果が要介護 1 以上の者
 - ・ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、同居者病弱世帯等で支援が必要な者
 - ・認知症状のある者のうち単独での避難が困難な者
- ②障 が い 者
 - ・身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
 - 視覚（1～3級）
 - 聴覚・平衡機能（1～3級）
 - 肢体不自由（1～2級）
 - 内部（1～2級）
 - ・知的障がい児（者）（療育手帳 A を所持している者）
 - ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者）
- ③難 病 者 等
 - ・難病患者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証を所持している者
 - ・小児慢性特定疾病患者のうち重症認定患者
- ④その 他 市 長 が 必要と認める者
 - ・上記各項の基準に準ずる者
 - ・外国人、妊産婦、乳幼児等

※情報収集については、①～③は同意方式、④は手上げ方式で行う（P. 8 参照）

要援護者把握用リスト対象者

上記の者の中で、必ず避難支援が必要と思われる者

- ①高 齢 者
 - ・要介護認定結果が要介護 3 以上の者
- ②障 が い 者
 - ・身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
 - 視覚（1級）
 - 聴覚（2級）
 - 肢体不自由のうち、下肢・体幹機能（1～2級）

第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

1 要援護者情報収集の目的

災害時要援護者の中でも特に避難支援を必要とする者に対しては、災害発生のおそれがある時から避難準備情報の伝達が必要です。また、災害発生時には、避難誘導や安否確認、避難所等での支援を的確に行うことが重要です。

そのため、本市地域防災計画における災害対策本部福祉班（災害発生時、福祉保健部各課で構成）の中で要援護者を所管・統括する福祉総務課地域福祉推進室が、災害時要援護者情報を一元的に集約し、庁内関係課と消防本部、秋田県警察および秋田市社会福祉協議会、地域の自主防災組織、町内会および民生委員等避難支援等関係者間で必要な情報を共有することにより、平常時からの避難支援対象者数の把握や、災害発生時における避難支援対象者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に行うことが可能となります。

2 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時に避難誘導などの支援を的確に行うためには、避難支援対象者情報の収集、避難支援対象者名簿・要援護者把握用リストの作成をします。

《情報の収集・共有方式》

1 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

2 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

3 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

平成25年3月「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（内閣府等）」より

※ほかに、非常時だけ公表することを前提に、地域内の災害時要援護者の情報を地域において金庫にしまっておく「金庫方式」があります。

(1) 要援護者台帳

避難支援対象者の情報は、市各担当課において「高齢者」「障がい者」「難病患者」などといった要援護者それぞれについて個別に把握していることから、福祉総務課地域福祉推進室が市の情報を一元的に収集し、重複情報など情報内容を整理・統合し「要援護者台帳」に登録します。

(4) 「避難支援対象者名簿（関係機関用）」

「避難支援対象者名簿（全体版）」のうち、提供に同意した者について、県警察、市社会福祉協議会に「避難支援対象者名簿（関係機関用）」を作成します。

秋田市避難支援対象者名簿（関係機関用）																		
No.	整理番号	住民CD	氏名	フリガナ	生年月日	年	性	電話番号	住所	高齢等	障がい・難病	その他	民生委員	民生地区	町CD	町内会名	自主防災	支援者
1	00001	01234	山田太郎	ヤマダ タロウ	1927.1.15	88	男	800-0001	〇町1番1号	要介護2 独高齢		〇〇〇〇	□□		01-01	■■■■	○	▲▲▲▲
2	00002	01235	秋田花子	アキタナコ	1940.5.15	74	女	801-0002	〇町2番2号	独高齢		●●●●	□□		01-01	■■■■	○	△△△△
3	00003	01236	山王一郎	サンノウイロウ	1929.12.14	85	男	802-0003	〇町3番3号	他高齢		△△△△	□□		01-01	■■■■	○	●●●●
4	00004	01237	福祉福子	フシキコ	1923.11.1	91	女	803-0004	〇町4番4号	要介護2 他高齢		▲▲▲▲	□□		01-01	■■■■	○	〇〇〇〇

2 市での情報共有

支援者一人ひとりに対する避難誘導や安否確認、避難所等での必要とされる支援を的確に行うため、福祉総務課地域福祉推進室が作成した「避難支援対象者名簿（全体版）」を市内部で共有します。

3 名簿の外部提供

地域等において、災害時の避難支援・安否確認や個別避難支援プラン作成等に活用するため、同意者・申出者のデータをまとめた「避難支援対象者名簿（地域用）」を各地区（自主防災組織、町内会および民生委員）に、「避難支援対象者名簿（関係機関用）」を県警察、市社会福祉協議会に外部提供します。この名簿には、対象者の「氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・要援護者区分等」といった必要最低限の情報のみが記載されています。

なお、災害対策基本法では、「名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者」（第49条の13）については秘密保持の義務が定められています。本市では、個人情報保護の観点から個人情報保護に関する研修の受講を義務づけます。

4 名簿の活用

「地域用」と「関係機関用」とでは、活用方法は違います。

(1) 地域用

平常時には、個別避難支援プランを作成するとともに、災害時に備えて、支援者・避難支援対象者への情報伝達体制の整備、避難支援対象者情報を図示化した福祉災害マップの作成、支援者・避難支援対象者も含めた避難訓練の実施などに活用します。また、作成した福祉災害マップ等を用いて、地区社会福祉協議会（福祉協力員）等と協力しながら、平常時における避難支援対象者の見守り活動を行います。

災害発生時には、避難情報の伝達、避難誘導、安否確認など一連の避難支援を行うために活用します。

(2) 関係機関用

ア 県警察

平常時には、対象者を把握し、災害時の対応を想定しておくために活用します。

災害発生時には、安否確認や身元確認等を行う際に活用します。

イ 市社会福祉協議会

平常時には、対象者を把握し、災害時に設置される災害ボランティアセンターでの対応を想定しておくために活用します。

災害発生時には、地区社会福祉協議会、福祉協力員および災害ボランティア等に情報提供し、安否確認等に協力します。

こうした活動を効果的に行うためには、名簿登録への同意率の向上が重要です。そのため、名簿に登録されていない人であっても支援が必要であると思われる人に対しては、地域で名簿への登録を働きかけます。また、市でもあらゆる機会をとらえて名簿への登録を積極的に促し、避難支援対象者名簿の充実に努めます。

5 名簿の管理

「同意方式」や「手上げ方式」にて情報を収集した避難支援対象者名簿の災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適時情報を更新していきます。

6 緊急時の情報提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に対し「避難支援対象者名簿（全体版）」の情報を提供するものとします。

7 個別避難支援プランの作成

(1) 作成の目的

災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難支援誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的支援を要する者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。このため、避難方法などについて避難支援対象者本人又はその家族等とともに、個々に対応する支援者や支援に関する必要事項等を示した個別避難支援プランを作成します。

(2) 作成の推進

個別避難支援プランの作成は、市が作成する「避難支援対象者名簿（全体版）」に登録された災害時要援護者の中から、具体的に支援が必要でなおかつ作成に同意した者への聴き取り調査を基本としながら、自主防災組織および町内会が実施主体となり、地区民生児童委員協議会の協力・支援を得ながら推進していきます。

また、市社会福祉協議会で実施している救急医療情報キット事業（安心キット事業）と連携することで、さらなる推進に努めます。

○個別避難支援プランひな型（表面）

※ 地区名【 旭北 地 区】

秋田太郎さんの災害時における避難支援
～秋田市個別避難支援プラン～



町 内 会	山王一丁目町内会
自主防災組織	山王一丁目自主防災組織
民生委員	秋 田 二 郎 866-□□□□

住 所	秋田市山王一丁目1－1 福祉アパート1号		(電 話) 018－866－〇〇〇〇			
			(FAX)			
			(携 帯)			
フリガナ お名前	アキタ タロウ 秋 田 太 郎	性 別	男	年 齢	76 歳	
生年月日	昭和 13年 8月 9日	血液型	〇型 (RH＋)	支援対象の種別	要介護	
日中 (本人および 家族の状況)	同居の妻が介護をしているほか、ヘルパーに来てもらっている。ほとんどの時間を1階の居間で過ごしている。		夜間 (本人および 家族の状況)	同居の妻とふたりで過ごす。 1階居間の隣の部屋で就寝する。		

自宅付近の一時的な避難場所	指定の避難場所等
山王街区公園	避難場所 (グラウンド・ 公園等) 山王中学校グラウンド
避難所までの行き方、移送方法等 杖が必要。車いすがあれば利用したい。	避難施設 (コミセン・ 学校等) 山王中学校

【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】

私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。

お名前	山 王 一 郎	関 係	右隣の家住民
住 所	秋田市山王一丁目1-2	電 話	866-△△△△
お名前	山 王 二 郎	関 係	向かいの家住民
住 所	秋田市山王一丁目11-1	電 話	866-××××
お名前	山 王 三 郎	関 係	町内会長
住 所	秋田市山王一丁目3-10	電 話	866-◎◎◎◎

(宛先) 秋田市長

私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。

また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。

平成27年3月1日

(お名前)

秋 田 太 郎

(印)

代理記載者のお名前 ※代理の方が記入した場合	お名前	本人との関係
	住 所	連絡先

ひな型（裏面）

【安心キットの設置状況】

有 ☐ ・ 無 ☐

【避難時の留意事項】

必要な薬・介護用品など	飲み薬、紙おむつ、入れ歯、補聴器、四点杖、車いす
情報伝達する際に 注意することなど	耳が聞こえないので、動作で伝え、手を引いて誘導する 必要がある
継続が必要な医療や 福祉サービスなど	介護ベッド、人工透析、在宅酸素療法
必要な支援など	服薬管理 日常（着替え、排泄、清潔行為）介助 移乗介助
その他特記事項	避難所にベッドが確保出来ない場合は、緊急入所（緊急 入院）する必要がある

【緊急時の連絡先（別居の家族など）】

フリガナ お名前	アキタ サブロー 秋 田 三 郎 (関係 三男)	住 所 連絡先	秋田市土崎港西五丁目 3-1 (845) 〇〇〇〇
フリガナ お名前	(関係)	住 所 連絡先	()

【かかりつけの医療機関などの連絡先】

かかりつけの医療機関	住所	秋田市川元松丘町4-30
市立秋田総合病院	電話	018(823)□□□□
かかりつけの医療機関	住所	
	電話	()
担当ケアマネジャー（事業所・氏名）	住所	秋田市山王1丁目1-10
(福) さつき会 (福祉 太郎)	電話	018(863)△△△△
	住所	
	電話	()
	住所	
	電話	()

※この避難支援プランについてのお問い合わせは … 秋田市地域福祉推進室 電話018-866-2090
FAX018-866-2417

(3) 個別避難支援プランの内容

個別避難支援プランには、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

- ア 町内会、自主防災組織、民生委員
- イ 普段いる部屋や寝室の位置
- ウ 自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設
- エ 避難を手伝ってくれる方(支援者)
- オ かかりつけの医療機関など
- カ 担当ケアマネジャーなど
- キ 緊急時の家族など連絡先
- ク 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- ケ 避難時に必要な生活用具・薬など
- コ 情報伝達する際に、注意することなど
- サ 避難先で注意することなど
- シ 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、災害時要援護者本人からの同意確認
- ス 支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認

(4) 支援者の選定

支援者とは、災害時要援護者への災害情報の伝達や避難誘導を実際に行う人たちをいい、災害時実際に要援護者への手助けをする近隣や町内会の人などできるだけ身近な人たちが望ましいと考えます。日ごろから声かけや見守り活動などにより、災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、要援護者との信頼関係を深めておくことが必要です。

支援者の役割としては、風水害などで予め避難可能な状況では、要援護者へ避難準備情報を伝え避難を促したり、避難所までの避難を支援するものです。なお、支援者はあくまでもボランティアとして活動するものです。

地震等の突発的に発生した災害では、まずは支援者自身と家族の安全を確認・確保した後、要援護者の安否を確認します。万一、倒壊家屋等からの救助など専門的な救援活動が必要な場合は、速やかに消防等の専門機関に連絡するものとします。

なお、支援者は要援護者一人に対し複数の支援者を原則としていますが、時間帯や災害の状況によって、複数の支援体制を想定しておくことが必要です。地区によっては、すでに、日中は支援者の家族が対応したり、老人クラブ会員等による支援隊を別に組織しているところが見受けられます。

(5) 身近な避難場所の設定

災害時には、市が指定した避難所までの避難経路が天候等により通行できない場合や、身体の状態により困難となる場合が想定されます。そのため、地域で、応急的な避難場所として活用できる建物をあらかじめ決めておくことも大切です。

(6) 個別避難支援プランの保管

市は、提出された個別避難支援プランに基づき、「避難支援対象者名簿（全体版）」に個別避難支援プラン作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援プラン原本を台帳として整備し、福祉総務課地域福祉推進室で保管します。

(7) 情報の共有と更新

個別避難支援プランの写しは、防災安全対策課および避難支援対象者本人のほか、支援者が共有します。

また、避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人又は支援者から変更の届出があった場合には、随時修正を行います。さらに、毎年１回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別避難支援プランの適切な情報更新に努めます。

第4章 要援護者把握用リスト

1 リストの作成

「避難支援対象者名簿（全体版）」のうち、身体的な状況から、特に支援が必要な要介護者や障がい者を、平常時から地域で把握できるように、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員区域ごとにまとめたリストを作成します。

避難支援対象者名簿に登録している方の中でも特に支援が必要な方にしぼり、本人同意の有無に関わらず、必要な最小限の情報をまとめています。

平成26年度 秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リスト（町内会・自治会および自主防災組織ごと）

本リストは、地域内に居住する、身体的な状況により災害時に支援が必要な方を把握するためのものです。災害時には、安否確認や避難誘導にご活用ください。

本人の同意の有無にかかわらず支援が必要な方の最小限の情報をまとめたリストですので、個人情報の取扱いには十分ご注意ください。

《自治会・町内会》例）秋田町内会		《自主防災組織》				
民生地区 担当民生委員	整理番号	ヨミガキ 氏名	住所	同意	性別	年齢
秋田山王 民生 太郎	0099999999	79 太郎 (例) 秋田 太郎	山王一丁目1番1号	○	男	83

見本

①名簿の対象は、要介護度3～5、肢体不自由下肢・体幹1～2級、視覚障害1級、聴覚障害2級の方です。
②同意欄に○が付いている方は、「本人の同意に基づく避難支援対象者名簿」にも登録されています。
③この名簿は、上記の用途以外には使用できません。
④名簿の取扱いにあたっては、厳正な情報管理をお願いします。
⑤この名簿の複写・複製や、パソコン等の機器への取込は厳禁です。

秋田市地域福祉推進室
電話番号 018-896-2090
印刷日：平成 27年1月20日
0000

2 リストの外部提供

身体的な状況から、特に支援が必要な要介護者や障がい者を、平常時から地域で把握できるように、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員区域ごとにまとめた「要援護者把握用リスト」を自主防災組織、民生委員および町内会に外部提供します。このリストには対象者の「氏名・住所・年齢・性別」といった必要最低限の情報のみが記載されています。また、本人同意の有無も記載しており、同意ありの方は、「避難支援対象者名簿」にも登録されています。

提供に先立ち、市とリストを受け取る者の間で覚書を取り交わす必要があるとともに、リストを交付する者からは受領書を徴収します。また、町内会等および自主防災組織の代表者との覚書の締結および受領書の徴収が困難な場合や、連合町内会長等による覚書の締結および受領書の徴収が必要である場合は、連合町内会長等が代行することができます。

なお、情報提供にあたっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱に伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が十分理解できるように、十分な対策を講じるものとします。

3 リストの活用

平常時には、町内会・自治会のエリア、民生委員の担当区域のどこに（町内会何班に、どのあたりに）特に支援が必要な方がいるか把握するために活用します。

災害発生時には、大災害時で生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援を行うために活用します。

また、「避難支援対象者名簿」の登録に同意をしていない方への同意書提出を促すことに活用することも可能です。

4 リストの管理

秋田市災害対策基本条例に基づき作成した要援護者把握用リストの災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適時情報を更新していきます。

○秋田市災害対策基本条例

（災害時要援護者への支援）

第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。

3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

○秋田市災害対策基本条例施行規則

（災害時要援護者に係る個人情報）

第2条 条例第14条第2項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者（原則として1年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する視覚障害の障害の程度が1級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が1級もしくは2級であるもの。

「避難支援対象者名簿」と「要援護者把握用リスト」の違い

	避難支援対象者名簿 (平成22年度から)	要援護者把握用リスト (平成24年度から)
法的根拠	・災害対策基本法(H25.6.21改正) ※基本法上の「避難行動要支援者名簿」に該当 ・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン (H22.3月策定)	・秋田市災害対策基本条例・施行規則 (H24.3.26制定、7.1施行)
目的	・同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域における避難支援体制づくりを推進 ・災害時又は災害が予測される時には、安否確認や避難誘導等に活用	・本人同意の有無に関わらず、特に支援が必要な要援護者の情報を地域に提供し、地域で要援護者を把握 ・要援護者の生命・身体に関わるような災害時には、安否確認や避難誘導に活用
対象者	※対象範囲を広くし、支援が必要な方を本人に同意確認の上、名簿登録 市内在住の在宅のかたで、同居家族等の支援だけでは、自力避難が困難なかた ① 高齢者 ・要介護1以上・独居、高齢者のみ世帯等 ・認知症状のある者 ② 障がい者 ・身体障がい者 視覚(1～3級) 聴覚・平衡(1～3級) 肢体不自由(1～2級) 内部(1～2級) ・知的障がい者(療育手帳A) ・精神障がい者(精神保健福祉手帳1級) ③ 難病患者 ・特定疾患医療受給者証所持者 ・小児慢性特定疾患患者(重症認定患者) ④ その他市長が必要と認める方 ・上記に準ずる方など	※身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象範囲を絞り、本人に同意確認せずにリスト登録 市内在住の在宅のかた(長期入院・施設入所していないかた) ① 高齢者 ・要介護3以上 ② 障がい者 ・身体障がい者 視覚(1級) 聴覚(2級) 肢体不自由のうち、 下肢・体幹機能(1～2級)
情報項目	※避難支援体制づくりに必要な情報 ・住所、氏名、性別、年齢・生年月日、電話番号 ・支援をする理由(高齢者のみ世帯、視覚障害等)	※区域内のどこに誰がいるかという情報 ・住所、氏名、性別、年齢
提供先・情報共有範囲	・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員・児童委員、消防本部、秋田県警察、秋田市社会福祉協議会 ・名簿共有は、上記のみ ※ただし、町内会班長まで、避難支援体制づくりに必要な範囲で部分的な情報共有は可能	・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員・児童委員 ・情報共有は、上記のみ ※ただし、区域や要援護者数によっては、情報共有者を設定可能(別に覚書締結が必要)
手続	特になし(民生委員・児童委員から手渡し)	・事前に市と覚書を締結 ・受領時は受領書を提出
活用方法	平常時：支援者の選定、緊急連絡網・福祉災害マップ作成、個別避難支援プラン作成等により、地域の実情に合った避難支援体制づくりを行う。 災害時：災害時や災害発生が予測される時、町内の支援体制に基づき、連絡網等により、安否確認や避難支援を行う。	平常時：町内のどこに(何班に)要援護者がいるか把握 災害時：大災害時で、生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援に活用 ※ただし、同意をしていないかたへの同意書提出を促すことには活用可能
守秘義務	災害対策基本法第49条の13	秋田市災害対策基本条例第14条第3項

【情報共有者一覧】			
	避難支援対象者名簿 (P10、11)	個別避難支援プラン (P13、14)	要援護者把握用リスト (P17)
市	◎ 全ての対象者	○ 同意者	◎ 全ての対象者
県警察	○ 同意者	×	×
市社会福祉協議会	○ 同意者	×	×
地域 (自主防災・町内会・ 各民生委員)	○ 同意者	×	○ 特に支援が必要な者
支援者	×	○ 自分が支援する 対象者	×
避難支援対象者	×	○ 本人	×

第5章 情報伝達体制

1 避難情報の種類

市（防災安全対策課）は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および住民に周知します。

- (1) 「避難準備情報」 避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、災害時要援護者を安全かつ円滑に避難および避難誘導させるために通知します。
- (2) 「避難勧告」 災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために通知します。
- (3) 「避難指示」 被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知します。

2 避難準備情報発表の基準について

避難準備情報発表の基準については、「秋田市地域防災計画」において、以下のとおり定めています。

- ① 避難勧告および避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき。
- ② 河川の水位がはん濫注意水位に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川のはん濫に至るおそれがあるとき。
- ③ 土砂災害警戒情報が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。
- ④ その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。

これらの基準については、一律に適用するものではなく、災害の種別および対象とする場所や河川等の特性を踏まえ、それぞれ判断基準を定めるとともに、運用面においても、様々な状況を勘案の上、避難準備情報を発表するものとします。

3 避難情報の伝達体制と伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、災害時要援護者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に要援護者および支援者に伝達するよう整備します。

避難情報の伝達手段については、消防等の広報車両を活用するとともに、報道機関の協力を得て住民に広報します。

また、視聴覚障がい者への伝達手段としても有効な秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）により、登録した関係機関や市民、災害時要援護者に直接配信します。さらに、市のホームページやツイッター等のソーシャルネットワーキングサ

ービス等により随時情報を提供するほか、自主防災組織の代表者又は町内会長には、一般加入電話、携帯電話およびメール等により直接伝達する体制を整備します。

《情報伝達手段の一覧》

情 報 伝 達 手 段	情報の種別	
	音声	文字
広報車両による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
秋田市災害時情報提供システムによる配信	○	○
市ホームページ、ツイッター等のSNSへの掲載		○
自主防災組織又は町内会の代表者への電話(携帯電話含む)、メール	○	○

4 要援護者に対する情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から自主防災組織の代表者又は町内会長等を通じた直接伝達を行うとともに、秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）、民生委員の連絡網など、複数のルートによる情報伝達体制の整備に努めます。

5 情報伝達責任者の明確化

避難支援対象者に対する情報伝達については、地域における情報伝達責任者（自主防災組織又は町内会）の明確化に努め、福祉総務課地域福祉推進室が行います。

ただし、福祉施設等に対して行う河川の洪水予報等の情報伝達は、防災安全対策課が行います。

6 安否確認と救助

市から避難準備情報・避難勧告等が発令された時、地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員は、「避難支援対象者名簿(地域用)」をもとに避難支援対象者への情報伝達、避難行動の支援を行います。

また、避難支援対象者の被災状況については、速やかに市福祉総務課地域福祉推進室に連絡をするものとします。さらに、大災害の発生により、要援護者の身体、生命の危険がある場合、災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストにより安否確認を行うために、自主防災組織、町内会、民生委員は、日ごろからの見守り活動を通じて避難支援対象者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報対応窓口へ円滑な情報提供ができる体制を整えておく必要があります。支援者は、避難支援対象者の安否情報を迅速に報告できる連絡体制を整えておく必要があります。

住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、避難支援対象者の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときには、市で保管している「避難支援対象者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会等、民生委員等と協力し、すべての避難支援対象者の安否確認を行うものとします。

市は、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずるとともに、地域に被害が発生している場合には、避難支援対象者名簿の未登録者に対しても安否確認を行うとともに、自主防災組織、民生委員、NPO、ボランティア等により、個別避難支援プランをもとにあらかじめ定めた役割分担によって、災害時要援護者の避難支援および救助を行います。

第6章 避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難準備情報等を発令した場合、避難支援対象者については、個別避難支援プランに基づいて支援者と地域住民が連携して避難誘導を行います。それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日ごろからのつながりにより避難を促すことを基本とします。

このため、平常時から市、自主防災組織、町内会、民生委員、関係団体などの役割分担を明確にしながら連携して対応することが大切となります。また、冬季の災害時には、学校などの避難所までの移動が特に困難な場合もあり、事前に冬季の避難経路を確認しておくことも必要となります。

なお、災害時要援護者自身が、日ごろから、避難所までの避難経路の確認に努めることも重要です。

2 避難所の種類

(1) 一時的な避難所

災害発生時に一時的な集合場所としたり、市の指定避難所まで避難することが難しいときに避難する場所であり、町内会など地域で独自に決めた避難所で、地域内の集会所や広場などがこれにあたります。

(2) 指定緊急避難場所（津波）

津波警報等が発表されたときから、津波の浸水想定区域の地域住民等が一時的に避難するための場所等として市が指定したものであり、高台にある学校のグラウンドや公園、原則3階以上の鉄筋コンクリート造（ＲＣ）等の新耐震設計基準に適合する建物などがこれにあたります。

(3) 指定避難所

災害発生時やそのおそれがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送ることが可能な施設として市が地域ごとに指定した施設であり、学校やコミュニティセンターなどがこれにあたります。

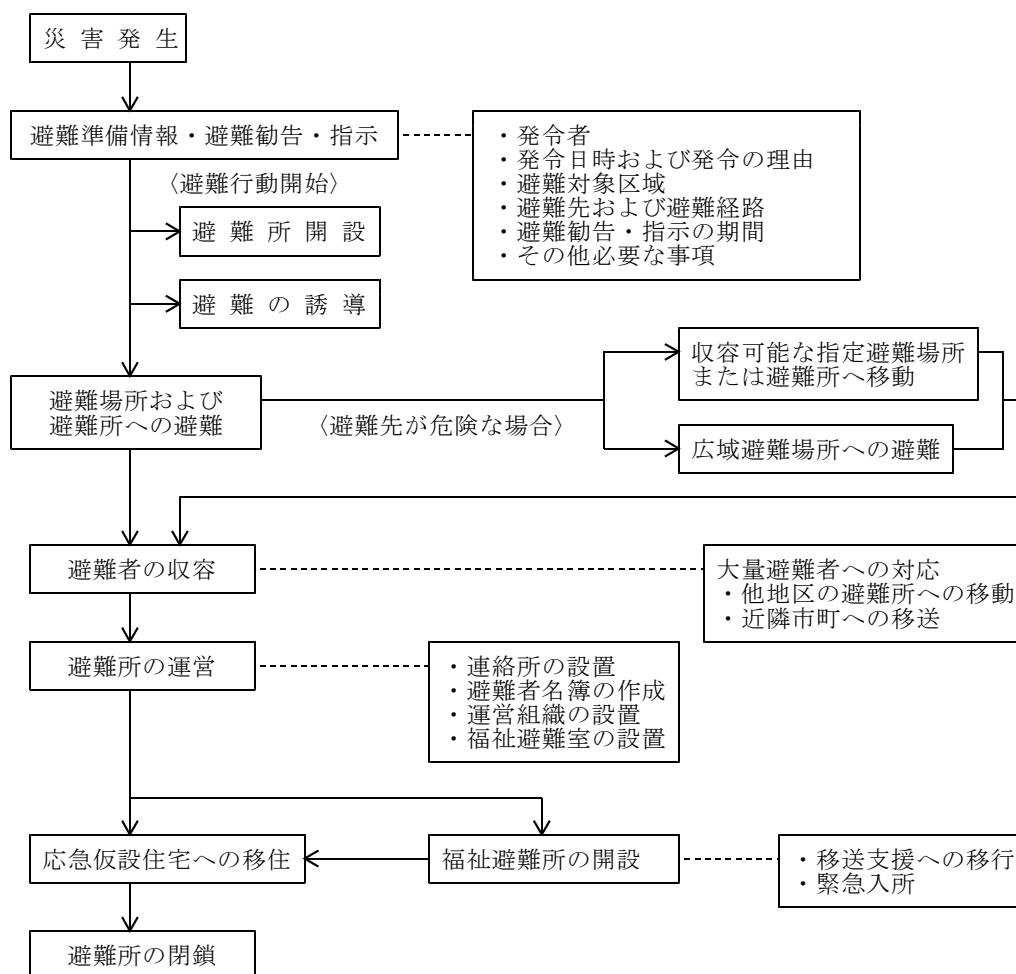
(4) 福祉避難所

災害時要援護者などが、避難所での共同生活を行うのが困難であり、特別な配慮が必要である場合に市が開設する避難所であり、事前に市と協定を結んだ福祉施設等に必要に応じて開設し、本人と介護者が避難生活を送ります。

(5) 医療機関・福祉施設

災害時要援護者などが、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスが必要である場合は、一時的に医療機関・福祉施設への緊急入院・緊急入所を行います。

避難所等の開設フロー図



平成26年3月「秋田市地域防災計画（一般災害対策編）（秋田市防災会議）」より抜粋

3 指定避難所における支援

災害時要援護者の特徴やニーズは一律的なものではないことから、指定避難所における支援対策においても環境整備が必要となります。また、災害時要援護者の要望を把握するため避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚・聴覚障がい者、外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が大切です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談などを行いながら、必要に応じて福祉避難室の設置や福祉避難所への移送が必要となります。

避難所における要援護者の支援については、市災害対策本部の福祉班（福祉保健部各課で構成）が中心となり、避難所の設置・運営を行う市民生活班（市民生活部各課で構成）や保健衛生班（保健所各課で構成）、地域と協力して行います。

(1) 相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、市（福祉班）は、正確なニーズを迅速に把握するために災害発生後直ちに専門の相談窓口を設け、民生委員や地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

(2) 情報提供

避難所では情報が不足することにより災害時要援護者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要があります。

このため、市（福祉班・市民生活班）は情報提供に当たって、それぞれ災害時要援護者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字など様々な方法を用いて実施します。また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でもわかりやすい表示に努めることも必要です。

(3) 福祉避難室の設置

災害時要援護者が避難所での集団生活が困難である場合、市（市民生活班・福祉班）は、応急的措置として、避難所の教室・保健室等を活用し、要援護者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することが必要となります。

(4) 福祉サービスの継続

要援護者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このことから、市（福祉班）は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

(5) こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や外傷後のストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、市（保健衛生班）は、専門家の協力を得ながら災害時要援護者のこころのケア相談に努めます。

(6) 健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、災害時要援護者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切です。そのため、市（保健衛生班）は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動を行います。

(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。市（福祉班）はこうした避難生活を送る要援護者の所在や現状を把握し、必要な情報提供

を行いながらニーズの把握を行います。

(8) 福祉避難所・医療機関等への移送

市（福祉班・保健衛生班）は、障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所への移送を検討します。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行います。

4 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

大地震や大規模な土砂崩れ、豪雨災害等災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合に、市が設置する避難所です。指定避難所での生活が困難で、特別な配慮を必要とする災害時要援護者を対象とします。

福祉避難所は、避難生活が長引くことが予測され市長が必要と認めた場合に開設します。

(2) 受入れする対象者

指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等および介助する家族（必要最小限）が対象となります。

ただし、専門の介護老人福祉施設や医療機関等への入所・入院に至らない者となります。

(3) 福祉避難所で行う支援内容（福祉班）

- ア 相談対応
- イ 情報伝達
- ウ 支援物資の提供

(4) 指定する施設

バリアフリーに対応した老人福祉施設や障害者支援施設、養護学校等を管理運営する者と市が協定を締結し、福祉避難所として指定します。

(5) 平常時の対応

ア 施設が行うこと

(ア) 福祉避難所として施設の受入可能人数や設備などを確認し、災害時の受入体制を整えておく必要があります。

(イ) 施設の利用者や周辺住民に対し、災害時には福祉避難所として施設が避難所となることをあらかじめ周知しておく必要があります。

(6) 災害時の対応

ア 施設が行うこと

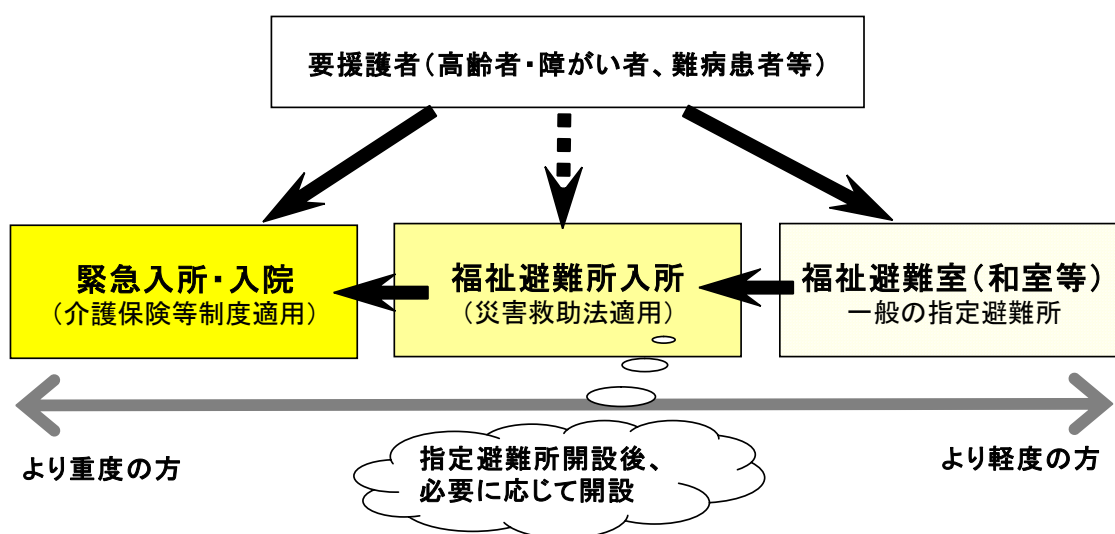
(ア) 施設の被害状況等を確認し、福祉避難所として対応することが可能かどうかを確認します。可能な場合は、受入可能な人数を確認後、市と調整の上、福祉

避難所を開設します。

- (イ) 福祉避難所を開設するために、24時間体制で施設を維持管理するための人員の確保や災害時要援護者受入のためのスペースの確保、施設利用者への周知、供与が可能な設備・備品の準備などの体制整備が必要となります。
- (ウ) 市から送付された「福祉避難所対象者一覧」により対象者を確認し、受入れます。
- (エ) 福祉避難所閉鎖後、福祉避難所開設期間中に要した経費について、市と協議の上、必要書類を添付し、市へ請求書を提出します。

イ 市が行うこと

- (ア) 福祉避難所として指定されている施設の被害状況を確認し、受入可能人数をとりまとめると同時に、各指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の状況を確認し、福祉避難所開設の判断を行います。開設決定後は、開設するまでの間、施設と調整を行います。
- (イ) 開設するまでの間、福祉避難所に配置する生活相談員等の人員、備蓄等の必要物資および移送手段を確保し、支援体制を整備します。
- (ウ) 福祉避難所に移送する「福祉避難所対象者一覧」を作成し、施設に受入を依頼します。
- (エ) 福祉避難所閉鎖後、福祉避難所開設期間中に要した経費について施設と協議を行い、請求された費用の支払を行います。



第7章 関係機関・団体との連携

1 避難支援プランに基づく地域の取組

災害に対する取組は、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもとに、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。

災害時要援護者の避難支援プランは、地域において高齢者や障がい者など避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて誰が支援し、どこへの避難所へ避難させるかを定める、要援護者を対象とした避難支援の仕組み作りを主眼とするものです。

こうした取組を通じて日ごろからの防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域において実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等を行う際には、日中や夜間、洪水や地震等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、自主防災組織、町内会、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみの取組が望まれます。

災害時の要援護者支援は地域(近隣)の共助の力が重要となることから、公・共・私役割分担を明確にし、共通認識を持っておく必要があります。

2 市の役割

要援護者の避難支援に関する主な市の役割は、以下のとおりです。

(1) 防災部門

平常時には、自主防災組織の結成促進や組織体制の強化、防災ネットあきたへの登録推進等により地域への情報伝達体制の整備を進めます。災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報の発表、避難勧告又は避難指示の発令を行うとともに、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

(2) 福祉部門

災害時要援護者情報を集約・整理した避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストを作成し、日ごろから地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地区説明会やワークショップ等を開催し、地域における連携強化や名簿を活用した個別避難支援プラン作成をはじめとする具体的な取組について事例などを紹介するなど避難支援体制づくりを支援します。

また、避難支援等関係者には、会議や説明会開催時に、災害発生時には、本人や家族の生命・身体を守ることが大前提であり、要援護者への避難支援は可能な範囲で地域の中での共助として行って欲しい旨周知を図るとともに、避難支援対象者には、同意確認時に、災害時は地域みんなが被災者となることから、必ず支援を受けられるとは限らないため、自らの身の安全は、できるだけ自らが守るという意識を持つよう呼びかける等、避難支援等関係者が支援行動を行うにあたっての安全確保に努めます。

災害発生時には、各地区自主防災組織と町内会の代表者および地区民生児童委員協議会へ避難情報を伝達するとともに、安否確認情報の集約と要援護者支援に係る

関係機関等との連絡調整を行います。

また、避難所が設置された場合には職員を派遣し、要援護者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

(3) 保健部門

健康危機管理の拠点として、難病患者、精神障がい者等の災害時要援護者の避難動向および医療の継続状況を調査し、医師会や医療機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

3 地域の役割

地域の役割は、避難支援等関係者が相互に連携し、地域における災害時要援護者の避難支援の取組体制づくりや、要援護者の状況把握と支援者の確保、情報に基づく避難支援体制づくりの取組を進めていくものです。なお、それぞれの具体的な役割は、以下のとおりです。

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、町内会が中心となり、住民同士の協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織です。日ごろから、避難支援対象者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町内会と連携し実施します。災害発生時には、避難準備情報を支援者に伝えとともに町内会や地域住民と協力して、避難支援対象者の避難誘導、安否確認を行います。

(2) 町内会

日ごろから、避難支援対象者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、民生委員や福祉協力員等と連携し、見守り活動を行います。災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、避難支援対象者の避難誘導、安否確認を行います。

(3) 民生委員

日ごろからの友愛訪問をとおして災害時要援護者の見守りを行うとともに、自主防災組織に協力し、個別避難支援プランを作成します。災害発生時には、避難所において福祉班に協力し、災害時要援護者の相談に応じます。

(4) 地区社会福祉協議会

地区内の住民の福祉の向上を目的とする自主的な住民組織であることを生かし、見守りネットワーク事業の実施等を通じて、日ごろからの地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

(5) 支援者（第3章 7(4)）

避難支援対象者を日ごろから見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難準備情報を受け、避難支援対象者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

(6) 事業所等

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日ごろから災害に備え災害対策を確立しておくことが必要です。また、地域住民や町内会等との協力体制の確保に努め、連携を図ることが大切です。

4 関係機関・団体の役割

(1) 秋田市民生児童委員協議会

日ごろから地区社会福祉協議会、町内会、自主防災組織等地域の関係団体との連携強化を進めるとともに、緊急時連絡網の整備や、要援護者台帳の整備、関係機関との災害ネットワークづくり、災害マップの作成などを行います。

(2) 秋田市社会福祉協議会

日ごろから地区社会福祉協議会や市民生児童委員協議会などの様々な地域福祉関係団体の連携を支援します。災害発生時には、市の要請により災害ボランティアセンターを設置し、被災者の自立と生活復興のために、ボランティアを被災者の生活支援につなぎます。

(3) 消防団

消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、地震や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防活動に当たります。また、災害時以外には火災の予防や住民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防防災のリーダーとしての役割を果たします。

(4) 福祉施設等

福祉避難所としての受入体制を整えておき、災害発生時には福祉避難所開設のための体制を整え災害時要援護者を受入れます。また、市に協力し、災害時要援護者等からの相談に対応します。

(5) 地域包括支援センター・福祉関係事業所

平常時から制度周知に努めるとともに、災害時でも継続的な福祉サービスの提供が可能な体制を構築するなど、秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会で作った「災害対応ガイドライン」に基づき対応します。災害発生時には要援護者への福祉サービスの提供を継続します。

(6) ボランティア団体等

災害ボランティアセンターと連携しながら、被災した要援護者へ様々な支援を行います。

(7) 日本赤十字社秋田県支部

在宅避難生活援助のために、診療訪問や必要に応じた資機材の配布等に協力します。

5 要援護者自身の役割

要援護者自身も「自分でできること」「自分ではできないこと」を明らかにし、「必要な支援」を周囲に周知していくことが必要です。また、地域の行事や防災訓練等に積極的に参加するなど日ごろから隣近所と交流やあいさつなどのコミュニケーションを保つことが大切です。

資 料

これまでの災害時要援護者対策

年・月	実施団体	実 施 事 項 等
平成17年 3 月	国	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を公表
平成17年～	市	「介助支援対象者名簿」の地域提供（高齢者実態調査）
平成18年 3 月	国	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂
平成20年 7 月	県	「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を市町村に公表
平成21年 3 月	市	「第2次秋田市地域福祉計画」策定 重点事業「災害時の要援護者の避難支援」
平成22年 3 月	市	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」策定
平成22年 7 月	市	「避難支援対象者名簿（同意者のみ）」の地域提供開始 市内3地区の5町内会でモデル事業実施
平成23年 3 月		東日本大震災発生
平成24年 3 月	市	77施設・4特別支援学校を「福祉避難所」に指定
平成24年 7 月	市	「秋田市災害対策基本条例」制定
平成24年12月	市	「要援護者把握用リスト（不同意者含む）」の地域提供開始
平成25年 6 月	国	災害対策基本法改正
平成25年 8 月	国	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」 を公表
平成26年 3 月	市	「秋田市地域防災計画」第19次修正 「第3次秋田市地域福祉計画」策定 重点事業「災害に備えた支え合いの地域づくり」
平成27年 3 月	市	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」の改訂

同意書

平成 年 月 日

(宛先) 秋田市長

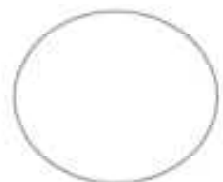
避難支援対象者名簿に登録されるわたしの氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、対象理由（高齢者・障がい者など）を、町内会・自主防災組織・地区の担当民生委員・県警察・市社会福祉協議会に情報提供することについて同意します。

ふりがな		男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
氏 名	印			
住 所	秋田市			
電話番号	()	町内会名		
支援を必要とする理由				

※代理の方が記入した場合お書きください

代理記載者の氏名		本人との関係	
住 所		連絡先	

秋田市福祉総務課地域福祉推進室へ提出してください。



整理番号 —

『災害時のための避難支援対象者名簿』への登録申出書

(宛先) 秋田市長

※太枠の中をお書きください。

わたしは、秋田市避難支援対象者名簿に登録することを
申し出します。

平成 年 月 日

ふりがな		男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成
氏 名				年 月 日
住 所	秋田市			
電話番号	()	町内会名		

避難支援対象者名簿に 登録する理由	例) ・肢体不自由3級の身体障害者手帳を持っており、避難行動が難しい。 ・妊娠6か月であり、災害時の避難行動に不安がある。 ・日本に来てから期間が短く、日本語があまりわからない。
※具体的な理由をご記入 ください	
名簿に登録してほしい期間	例) 子どもが3歳になるまで、子どもが誕生するまで

わたしは、秋田市避難支援対象者名簿に登録した私の個人情報を市(福祉部門、防災部門、消防部門)、地域の各団体(町内会、自主防災組織、民生委員など)および関係機関(県警察、市社会福祉協議会など)に提供することについて、同意します。

氏名

印

代理記載 者の 氏名		本人との関係	
住 所		連絡先	

申出をいただいた場合、必要に応じて、市役所からご連絡をすることがあります。

市 収 受 印

様式第 1 号

要援護者把握用リストに関する覚書

秋田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は要援護者把握用リスト（以下「リスト」という。）の交付および受領について、次のとおり覚書を締結する。

（リストの提供）

第 1 条 甲は、災害時に災害時要援護者の支援を円滑かつ確実にを行うことを目的に、リストを作成して、乙に交付するものとする。

（リスト受領者の責務）

第 2 条 乙は、リストを受領した際は、この情報が要援護者の個人情報に深く関わるものであることを鑑み、その情報を受領者のみにとどめ、災害時等の緊急対策以外には使用してはならないものとし、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

（相互協力）

第 3 条 甲および乙は、災害等の発生時における災害時要援護者の支援のため、相互に協力するものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

乙

⑥

要援護者把握用リスト受領書

秋田市災害対策基本条例および同施行規則に基づく、要援護者
把握用リスト（ 分）を確かに受領いた
しました。

平成 年 月 日

(宛先) 秋田市長

住所
団体名
役職・氏名

印

秋田市避難場所・避難施設一覧（平成30年6月1日現在）

○指定避難場所（132か所（広域避難場所5か所含む））

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
1	金足西小学校グラウンド	金足大清水字大清水台1	13,856	6,900	873-3231
2	下新城小学校グラウンド	下新城笠岡字佐戸反10	23,134	11,550	873-3441
3	上新城小学校グラウンド	上新城五十丁字大村屋敷22	9,112	4,550	870-2201
4	飯島小学校グラウンド	飯島鼠田二丁目2-1	17,297	8,600	845-0377
5	港北小学校グラウンド	土崎港北四丁目6-1	17,963	8,950	845-0056
6	土崎小学校グラウンド	土崎港中央三丁目1-78	4,212	2,100	845-3271
7	土崎南小学校グラウンド	土崎港東一丁目6-39	5,471	2,700	845-1009
8	外旭川小学校グラウンド	外旭川字梶ノ目262-2	10,701	5,350	868-3200
9	泉小学校グラウンド	泉中央六丁目2-1	9,110	4,550	864-8799
10	旭川小学校グラウンド	手形字才ノ浜63	5,430	2,700	832-2862
11	広面小学校グラウンド	広面字蟹沢29	11,434	5,700	833-0736
12	保戸野小学校グラウンド	保戸野すわ町9-60	7,347	3,650	865-0987
13	八橋小学校グラウンド	八橋大沼町7-1	10,438	5,200	862-6930
14	旭北小学校グラウンド	山王三丁目1-35	6,400	3,200	823-8544
15	川尻小学校グラウンド	川尻みよし町8-31	7,334	3,650	824-2374
16	旭南小学校グラウンド	旭南一丁目15-1	9,188	4,550	824-5281
17	中通小学校グラウンド	中通五丁目8-22	5,447	2,700	833-4341
18	築山小学校グラウンド	檜山古川新町55-1	6,179	3,050	833-4305
19	東小学校グラウンド	東通二丁目11-1	9,180	4,550	834-9291
20	下北手小学校グラウンド	下北手松崎字谷崎201-1	11,100	5,550	832-7220
21	太平小学校グラウンド	太平目長崎字上目長崎144	6,493	3,200	838-2244
22	勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町14-1	9,975	4,950	823-5660
23	牛島小学校グラウンド	牛島東六丁目6-1	9,956	4,950	832-8296
24	大住小学校グラウンド	仁井田字西潟敷33	11,028	5,500	839-0611
25	仁井田小学校グラウンド	仁井田本町四丁目7-1	13,044	6,500	839-2350
26	四ツ小屋小学校グラウンド	四ツ小屋字街道東256-1	12,876	6,400	839-2050
27	上北手小学校グラウンド	上北手猿田字館ノ下38	5,590	2,750	839-2150
28	日新小学校グラウンド	新屋栗田町24-1	6,718	3,350	828-4408
29	豊岩小学校グラウンド	豊岩豊巻字内縄尻172-1	4,252	2,100	828-3236
30	下浜小学校グラウンド	下浜羽川字水垂92	5,182	2,550	879-2006
31	桜小学校グラウンド	桜四丁目12-1	7,124	3,550	833-3375
32	飯島南小学校グラウンド	飯島西袋一丁目1-2	9,562	4,750	847-1245
33	高清水小学校グラウンド	将軍野南一丁目2-16	13,700	6,850	845-0831
34	寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢二丁目14-1	8,498	4,200	846-8501
35	御所野小学校グラウンド	御所野元町五丁目1-1	11,198	5,550	826-1070
36	明德小学校グラウンド	千秋公園1-13	11,789	5,850	833-4737
37	旧川添小学校グラウンド	雄和椿川字長者屋敷36-1	9,593	4,750	886-3333
38	旧種平小学校グラウンド	雄和種沢字戸草沢209	9,045	4,500	886-2594
39	旧戸米川小学校グラウンド	雄和戸賀沢字金山沢20	11,890	5,900	886-2222
40	旧大正寺小学校グラウンド	雄和新波字寺沢32-8	18,650	9,300	887-2500
41	戸島小学校グラウンド	河辺戸島字本町123	13,136	6,550	882-2341
42	河辺小学校グラウンド	河辺和田字岡村164	19,820	9,900	882-3323

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
43	北中学校グラウンド	下新城中野字街道端西241-90	10,346	5,150	873-2411
44	土崎中学校グラウンド	土崎港北一丁目3-1	10,620	5,300	845-0406
45	将軍野中学校グラウンド	将軍野南一丁目12-1	12,925	6,450	845-1752
46	泉中学校グラウンド	泉北二丁目6-1	10,113	5,050	863-8901
47	東中学校グラウンド	手形休下町10-51	8,245	4,100	833-8261
48	秋田大学附属中学校グラウンド	保戸野原の町7-75	8,556	4,250	862-3350
49	山王中学校グラウンド	山王三丁目1-24	8,910	4,450	823-8361
50	南中学校グラウンド	南通宮田15-1	10,714	5,350	833-8467
51	城東中学校グラウンド	広面字鍋沼17	13,959	6,950	834-9281
52	城南中学校グラウンド	檜山城南町4-1	8,569	4,250	834-2367
53	西中学校グラウンド	新屋大川町19-75	20,524	10,250	828-4644
54	御野場中学校グラウンド	仁井田字中新田223	12,558	6,250	839-0681
55	勝平中学校グラウンド	新屋北浜町13-1	10,812	5,400	863-7782
56	飯島中学校グラウンド	飯島字田尻堰越48	9,871	4,900	846-3481
57	外旭川中学校グラウンド	外旭川字梶ノ目50	22,951	11,450	868-3100
58	下北手中学校グラウンド	下北手松崎字走り崎14	11,000	5,500	832-7222
59	桜中学校グラウンド	桜台一丁目1-1	12,790	6,350	837-5305
60	河辺中学校グラウンド	河辺北野田高屋字雷谷地84	45,849	22,900	882-2148
61	岩見三内中学校グラウンド	河辺三内字外川原39	10,911	5,450	883-2221
62	金足農業高校グラウンド	金足追分字海老穴102-4	29,000	14,500	873-3311
63	秋田中央高校グラウンド	土崎港南三丁目2-78	13,000	6,500	845-0921
64	秋田高校グラウンド	手形字中台1	50,000	25,000	832-7200
65	秋田北高校グラウンド	千秋中島町8-1	8,000	4,000	834-1371
66	秋田工業高校グラウンド	保戸野金砂町3-1	20,000	10,000	823-7326
67	聖霊高校グラウンド	南通みその町4-83	5,000	2,500	833-7311
68	秋田商業高校グラウンド	新屋勝平台1-1	39,299	19,600	823-4308
69	明桜高校グラウンド	下北手桜字守沢8-1	32,000	16,000	836-1324
70	秋田南高校グラウンド	仁井田緑町4-1	4,900	2,450	833-7431
71	秋田新屋高校グラウンド	豊岩石田坂字鎌塚77-3	32,000	16,000	828-5859
72	御所野学院グラウンド	御所野地藏田四丁目31	24,632	12,300	889-9150
73	秋田工業高等専門学校グラウンド	飯島文京町1-1	87,000	43,500	847-6005
74	感恩講保育園グラウンド	寺内神屋敷2-1	5,000	2,500	845-0483
75	秋田大学野球場	手形学園町1	18,000	9,000	889-2207
76	秋田大学グラウンド	手形住吉町地内	33,000	16,500	889-2207
77	ノースアジア大学グラウンド	下北手桜字守沢46-1	16,000	8,000	836-1324
78	秋田県立大学陸上競技場	下新城中野字街道端西241-7	22,347	11,150	872-1500
79	秋田公立美術大学グラウンド	新屋大川町12-3	7,900	3,950	888-8100
80	栗田養護学校グラウンド	新屋栗田町10-10	1,540	750	828-1162
81	日赤秋田看護大学グラウンド	上北手猿田字苗代沢17-3	9,408	4,700	829-4000
82	秋田きらり支援学校グラウンド	南ヶ丘1丁目1-1	9,130	4,550	889-8573
83	平和公園	泉字五庵山135	60,000	30,000	
84	前谷地近隣公園	外旭川字前谷地地内	20,000	10,000	
85	山王第一街区公園	山王三丁目地内	7,000	3,500	
86	総社神社街区公園	川尻総社町14-6	8,200	4,100	
87	檜山緑地（檜山公園）	檜山南中町1-9	6,000	3,000	834-9844
88	拠点第一街区公園	東通仲町16	7,500	3,750	

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
89	桜台中央公園	桜台二丁目5	6,003	3,000	
90	市立体育館第2駐車場	八橋本町六丁目地内	1,156	575	
91	八橋墓地公園	八橋本町六丁目地内	600	300	
92	牛島運動公園	牛島東一丁目5	5,562	2,750	
93	下浜羽川遊園地	下浜羽川字二十町41-2	964	450	
94	光沼近隣公園	土崎港相染町字沼端77	28,900	14,450	847-4602
95	土崎駅東第三街区公園	土崎港北二丁目18	3,500	1,750	
96	桜ガ丘第四児童遊園地（桜ガ丘中央公園）	桜ガ丘三丁目4	4,392	2,150	
97	大平台三号公園（もみの木の公園）	大平台一丁目14	6,441	3,200	
98	秋田県立中央公園	雄和椿川地内	77,000	38,500	886-3131
99	竹の花公園	雄和新波字清水木233	5,000	2,500	
100	旧金足東小学校グラウンド	金足片田字待入109	6,358	3,150	866-2242
101	古川町街区公園（土崎市民グラウンド）	土崎港西四丁目3-1	9,400	4,700	846-1133
102	外旭川地域運動広場 （旧外旭川中学校グラウンド）	外旭川八幡田一丁目18	10,175	5,050	
103	八橋陸上競技場	八橋運動公園1-10	29,458	14,700	823-1472
104	八橋球技場（ラグビー場）	八橋運動公園地内	16,268	8,100	883-1870
105	八橋硬式野球場	八橋運動公園1-7	17,631	8,800	867-1000
106	八橋第2球技場・健康広場	八橋運動公園地内	9,940	4,950	883-1870
107	下浜八田地域運動広場 （旧八田小学校グラウンド）	下浜八田字餅田42	4,063	2,000	
108	横森地域運動広場	横森三丁目3	8,340	4,150	
109	秋田モータースクール	茨島四丁目3-36	18,839	9,400	864-5515
110	下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根32-25	3,834	1,900	
111	勝平市民グラウンド	新屋豊町153-1	23,547	11,750	866-1055
112	茨島多目的運動広場	茨島一丁目12-12	4,000	2,000	
113	旧山谷小学校グラウンド	太平山谷字中山谷143	5,613	2,800	838-2240
114	秋田県中央地区老人福祉総合エリア駐車場	御所野下堤五丁目1-1	24,323	12,161	829-2151
115	雄和新波野球場	雄和新波字寺沢31-1	11,512	5,750	
116	雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢39	13,840	6,900	886-8133
117	雄和ふれあいプラザ敷地	雄和妙法字上大部77-1	2,955	1,450	
118	JA新あきた農協雄和支店駐車場	雄和石田字中大部3	5,780	2,850	886-3111
119	JA新あきた農協大正寺資材倉庫駐車場	雄和新波字本屋敷1-1	2,000	1,000	887-2211
120	河辺体育館駐車場	河辺和田字上中野186	5,244	2,600	882-3654
121	河辺総合福祉交流センター駐車場	河辺北野田高屋字上前田表66-1	14,701	7,350	881-1201
122	旧赤平小学校グラウンド	河辺赤平字小曾根80	12,239	6,100	883-2211
123	旧岩見三内小学校グラウンド	河辺岩見字鍛冶屋敷14	14,546	7,250	883-2211
124	秋田県健康増進交流センターユフォーレ前駐車場	河辺三内字丸舞1-1	1,980	990	884-2111
125	和田駅前駐車場	河辺和田字上中野129	4,286	2,100	
126	高清水公園	寺内大畑地内	105,000	52,500	
127	八橋運動公園	八橋運動公園地内	198,000	99,000	823-1472
128	大森山公園	浜田地内	291,000	145,500	828-3754
129	千秋公園	千秋公園1	162,900	81,450	832-5893
130	秋田カントリークラブ	新屋町字砂奴寄5-1	100,000	50,000	863-6541
131	秋操近隣公園	泉中央六丁目3値内	19,000	9,500	
132	秋田県農業試験場駐車場第1駐車場	雄和相川字源八沢34-1	2,240	1,120	881-3309

○指定避難所（145か所）

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
1	保戸野小学校	保戸野すわ町9-60	1,258	419	865-0987
2	明德小学校	千秋公園1-13	1,024	341	833-4737
3	築山小学校	檜山古川新町55-1	1,038	346	833-4305
4	旭北小学校	山王三丁目1-35	1,092	364	823-8544
5	中通小学校	中通五丁目8-22	902	300	833-4341
6	旭南小学校	旭南一丁目15-1	776	258	824-5281
7	牛島小学校	牛島東六丁目6-1	1,252	417	832-8296
8	川尻小学校	川尻みよし町8-31	1,012	337	824-2374
9	旭川小学校	手形字才ノ浜63	989	329	832-2862
10	土崎小学校	土崎港中央三丁目1-78	957	319	845-3271
11	港北小学校	土崎港北四丁目6-1	1,011	337	845-0056
12	土崎南小学校	土崎港東一丁目6-39	980	326	845-1009
13	高清水小学校	将軍野南一丁目2-16	1,248	416	845-0831
14	広面小学校	広面字蟹沢29	1,039	346	833-0736
15	日新小学校	新屋栗田町24-1	868	289	828-4408
16	勝平小学校	新屋松美ガ丘北町14-1	1,544	514	823-5660
17	太平小学校	太平目長崎字上目長崎144	518	172	838-2244
18	外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262-2	1,073	357	868-3200
19	飯島小学校	飯島鼠田二丁目2-1	1,077	359	845-0377
20	下新城小学校	下新城笠岡字佐戸反10	914	304	873-3441
21	上新城小学校	上新城五十丁字大村屋敷22	677	225	870-2201
22	仁井田小学校	仁井田本町四丁目7-1	1,011	337	839-2350
23	四ツ小屋小学校	四ツ小屋字街道東256-1	979	326	839-2050
24	上北手小学校	上北手猿田字館ノ下38	824	274	839-2150
25	下北手小学校	下北手松崎字谷崎202-1	780	260	832-7220
26	下浜小学校	下浜羽川字水垂92	758	252	879-2006
27	金足西小学校	金足大清水字大清水台1	794	264	873-3231
28	八橋小学校	八橋大沼町7-1	928	309	862-6930
29	東小学校	東通二丁目11-1	989	329	834-9291
30	泉小学校	泉中央六丁目2-1	999	333	864-8799
31	大住小学校	仁井田字西潟敷33	989	329	839-0611
32	桜小学校	桜四丁目12-1	960	320	833-3375
33	飯島南小学校	飯島西袋一丁目1-2	986	328	847-1245
34	秋田大学附属小学校	保戸野原の町13-1	1,438	479	862-2593
35	寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14-1	1,092	364	846-8501
36	御所野小学校	御所野元町五丁目1-1	1,258	419	826-1070
37	岩見三内小学校	河辺三内字外川原39	298	99	883-2211
38	河辺小学校	河辺和田字岡村164	1,023	341	882-3323
39	戸島小学校	河辺戸島字本町123	876	292	882-2341
40	雄和小学校	雄和石田字蟹沢40	546	182	886-2346

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
41	東中学校	手形休下町10-51	1,773	591	833-8261
42	南中学校	南通宮田15-1	1,963	654	833-8467
43	山王中学校	山王三丁目1-24	1,959	653	823-8361
44	土崎中学校	土崎港北一丁目3-1	1,834	611	845-0406
45	西中学校	新屋大川町19-75	1,811	603	828-4644
46	外旭川中学校	外旭川字梶ノ目50	1,010	336	868-3100
47	北中学校	下新城野字街道端西241-90	1,010	336	873-2411
48	豊岩中学校	豊岩豊巻字内縄尻90-2	656	218	828-3235
49	城南中学校	檜山城南町4-1	1,834	611	834-2367
50	下北手中学校	下北手松崎字走り崎14	847	282	832-7222
51	下浜中学校	下浜羽川字水垂92	707	235	879-2011
52	城東中学校	広面字鍋沼17	2,032	677	834-9281
53	泉中学校	泉北二丁目6-1	1,775	591	863-8901
54	将軍野中学校	将軍野南一丁目12-1	1,804	601	845-1752
55	御野場中学校	仁井田字中新田223	1,793	597	839-0681
56	勝平中学校	新屋北浜町13-1	1,684	561	863-7782
57	飯島中学校	飯島字田尻堰越48	1,834	611	846-3481
58	秋田大学附属中学校	保戸野原の町7-75	1,786	595	862-3350
59	桜中学校	桜台一丁目1-1	1,680	560	837-5305
60	御所野学院中学校	御所野地藏田四丁目1-1	1,432	477	889-8330
61	雄和中学校	雄和石田字蟹沢40	1,162	387	886-2345
62	河辺中学校	河辺北野田高屋字雷谷地84	1,686	562	882-2321
63	岩見三内中学校	河辺三内字外川原39	1,053	351	883-2221
64	秋田北高等学校	千秋中島町8-1	1,840	613	834-1371
65	秋田工業高等学校	保戸野金砂町3-1	2,040	680	823-7326
66	秋田高等学校	手形字中台1	1,873	624	832-7200
67	秋田中央高等学校	土崎港南三丁目2-78	1,880	626	845-0921
68	秋田南高等学校	仁井田緑町4-1	1,690	563	833-7431
69	秋田商業高等学校	新屋勝平台1-1	3,752	1,250	823-4308
70	金足農業高等学校	金足追分字海老穴102-4	1,390	463	873-3311
71	明桜高等学校	下北手桜字守沢8-1	4,850	1,616	836-2471
72	秋田和洋女子高等学校	千秋明德町2-26	1,285	428	833-1353
73	新屋高等学校	豊岩石田坂字鎌塚77-3	1,898	632	828-5859
74	御所野学院高等専門学校	御所野地藏田四丁目1-1	1,189	396	889-9150
75	秋田工業高等専門学校	飯島文京町1-1	1,100	366	847-6005
76	秋田大学体育館	手形住吉町6	2,591	863	889-2207
77	聖園学園短期大学	保戸野すわ町1-58	1,051	350	823-1920
78	聖霊女子短期大学	寺内高野10-33	500	166	845-4111
79	秋田公立美術大学附属高等学院	新屋大川町12-3	852	284	828-4127
80	栗田養護学校	新屋栗田町10-10	750	250	828-1162
81	秋田公立美術大学	新屋大川町12-3	1,199	399	888-8100
82	日赤秋田看護大学	上北手猿田字苗代沢17-3	1,283	427	828-1162
83	秋田きらり支援学校	南ヶ丘1丁目1-1	624	208	889-8573
84	旧金足東小学校	金足片田字待入109	718	239	
85	旧山谷小学校	太平山谷字中山谷143	560	186	
86	旧赤平小学校	河辺赤平字小曾根80	591	197	

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
87	北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3-1	1,216	405	846-2261
88	西部市民サービスセンター	新屋扇町13-34	550	183	888-8080
89	南部市民サービスセンター	御野場一丁目5-1	381	127	838-1212
90	東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13-3	450	150	853-1039
91	桜地区コミュニティセンター	桜台一丁目1-4	352	117	834-2815
92	北部公民館	下新城中野字前谷地263	688	229	873-4839
93	太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42	279	93	838-2111
94	上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林88-5	127	42	870-2845
95	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29-1	127	42	839-2522
96	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面133-1	191	63	833-1461
97	金足地域センター	金足小泉字上前55	218	72	873-2111
98	旭川地区コミュニティセンター	手形字才ノ浜51-2	368	122	835-1712
99	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38	368	122	833-9967
100	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10-10	372	124	862-1618
101	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5-22	384	128	845-1731
102	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13-23	242	80	845-0537
103	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76	368	122	868-5075
104	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1-9	627	209	834-9844
105	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8-8	240	80	845-1408
106	泉地区コミュニティセンター	泉北一丁目20-27	360	120	824-8035
107	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2-27	307	102	836-1636
108	大住地区コミュニティセンター	仁井田字西潟敷463	347	115	839-6900
109	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2-27	368	122	866-8341
110	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4-15	334	111	866-7266
111	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町6-12	335	111	824-4701
112	下新城交流センター	下新城笠岡字堰場193-4	145	48	873-2112
113	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224-1	145	48	828-2135
114	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野1-76	198	66	879-2005
115	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町8-16	360	120	866-2770
116	港北地区コミュニティセンター	土崎港北三丁目7-9	333	111	847-2340
117	旭南地区コミュニティセンター	旭南一丁目15-5	179	59	865-3337
118	茨島地区コミュニティセンター	茨島一丁目4-71	265	87	823-0374
119	秋田市民交流プラザ	東通仲町4-1	1,837	612	887-5310
120	県立体育館	八橋運動公園1-12	2,250	750	862-3782
121	茨島体育館	茨島一丁目4-71	1,276	425	865-1417
122	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢141-7	2,688	896	831-8300
123	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋333-1	750	250	828-1651
124	秋田県スポーツ科学センター	八橋運動公園1-5	1,950	650	864-7911
125	秋田県児童会館	山王中島町1-2	2,232	744	865-1161
126	秋田県青少年交流センター	寺内神屋敷3-1	489	163	880-2301
127	秋田県ゆとり生活創造センター（遊学舎）	上北手荒巻字堺切24-2	270	90	829-5801
128	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	御所野下堤五丁目1-1	1,833	611	829-2151
129	長者やま荘（雄和地区北部 コミュニティ施設）	雄和椿川字長者屋敷38-1	340	113	886-2206
130	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱145-2	454	151	886-3766
131	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48-1	841	280	886-5511

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容人員 (人)	連絡先 電話番号
132	雄和体育館	雄和妙法字上大部95-1	1,094	364	886-2844
133	雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）	雄和新波字樋口62-2	463	154	887-2111
134	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠259	791	263	887-2318
135	河辺体育館	河辺和田字上中野186	1,008	336	882-3654
136	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66-1	2,110	703	881-1201
137	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎38-2	560	186	882-5221
138	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34-1	779	259	883-2111
139	秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ)	河辺三内字丸舞1-1	1,002	334	884-2111
140	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター (ユフォーレ体育館)	河辺三内字丸舞1-1	535	178	884-2111
141	上三内農村集落センター	河辺三内字三内段91	186	62	
142	砂子淵公民館	河辺三内字高畑63	204	68	
143	東生活改善センター	河辺岩見字東49-50	197	65	
144	中央市民サービスセンター	山王一丁目1-1	375	125	888-5640
145	旧川添小学校	雄和椿川字長者屋敷36	711	237	
146	旧種平小学校	雄和種沢字戸草沢209	712	237	
147	旧大正寺小学校	雄和新波字寺沢32-8	866	288	
148	秋田県農業試験場	雄和相川字源八沢34-1	746	248	

○指定緊急避難場所（津波避難場所）（４６か所）

No.	名 称	所 在 地	所在地面 海拔(m)	収容人員 (人)
1	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院 第二、第三駐車場	飯島字堀川84	20	2,000
2	飯島老人いこいの家敷地	飯島字堀川84-191	30	970
3	飯島西部街区公園	飯島川端三丁目地内	12	2,500
4	秋田市立飯島小学校校庭・グラウンド	飯島鼠田二丁目2-1	21	19,970
5	飯島穀丁第四児童遊園地（松風団地）	飯島字穀丁地内	11	250
6	宗教法人雲祥院霊園および山林	飯島穀丁6	13	1,700
7	飯島地区コミュニティセンター敷地	飯島松根東町5-22	10	1,300
8	飯島神社街区公園	飯島松根西町地内	10	4,600
9	琴平第二街区公園	土崎港中央四丁目地内	12	1,800
10	秋田市立土崎南小学校グラウンド	土崎港東一丁目6-39	13	5,470
11	イオンリテール株式会社イオン土崎港店敷地	土崎港南二丁目3-48	14	10,480
12	秋田市立将軍野中学校グラウンド	将軍野南一丁目12-1	18	12,920
13	秋田市立高清水小学校グラウンド	将軍野南一丁目2-16	28	13,700
14	高清水公園	寺内大畑地内	45	105,000
15	寺内地区コミュニティセンター敷地	寺内神屋敷13-23	28	1,700
16	秋田市立寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢二丁目14-1	9	8,490
17	秋田県青少年交流センター駐車場	寺内神屋敷3-1	12	3,120
18	八橋運動公園	八橋運動公園地内	16	198,000
19	総社神社街区公園	川尻総社町地内	9	8,200
20	秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場	新屋字砂奴寄5-1	31	110,350
21	向浜運動広場内旧運転練習場	新屋字砂奴寄7-7の一部ほか	27	10,000

No.	名 称	所 在 地	所在地面 海拔(m)	収容人員 (人)
22	秋田市立秋田商業高等学校グラウンド (サッカー場、硬式野球場、陸上競技場)	新屋勝平台1-1	15	37,060
23	国土交通省秋田防災ステーション敷地	新屋町字天秤野148-7	23	9,400
24	秋田市立勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町14-1	13	9,970
25	秋田市立勝平中学校グラウンド	新屋北浜町13-1	19	10,810
26	松美ヶ丘第三街区公園	新屋松美ガ丘南町地内	14	3,000
27	新屋松美町緑道(勝平日吉神社隣接広場)	新屋松美町地内	27	6,300
28	割山自動車教習所コース部敷地	新屋割山町1-26	7	9,050
29	秋田県立栗田養護学校グラウンド	新屋栗田町10-10	29	1,540
30	秋田市立日新小学校グラウンド	新屋栗田町24-1	22	6,710
31	大森山公園	浜田字大森山地内	63	291,000
32	秋田市立浜田小学校グラウンド	浜田字自在山47-2	27	18,780
33	もしもしピット秋田市はまなす広場	浜田字滝ノ元地内	55	1,800
34	医療法人緑陽会笠松病院敷地	浜田字藍ノ原52	37	3,200
35	長浜地区運動公園	下浜長浜字藤木台・兜森地内	45	3,500
36	下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根32-25	28	3,830
37	秋田市立下浜小・中学校グラウンド	下浜羽川字水垂92	23	5,180
38	下浜工業団地緑地	下浜羽川字下山地内	46	830
39	羽川岩城地区周辺山林	下浜羽川字岩城地内	19	1,000
40	秋田県立新屋高等学校グラウンド (野球場・陸上競技場)	豊岩石田坂字鎌塚77-3	18	21,538
41	桂根グラウンドゴルフ場	下浜桂根字大台56-33	51	14,000
42	珠林寺 墓地駐車場	下浜羽川字寺ノ下22	25	750
43	八幡神社境内	下浜羽川字家ノ腰209	11	900
44	飯島道東一丁目第一児童遊園地	飯島道東一丁目地内	11	500
45	秋田工業高等専門学校グラウンド	飯島文京町1-1	13	44,000
46	コスモ工機株式会社秋田工場敷地	下浜字羽川字五郎池地内	37	3,900

○指定緊急避難場所（津波避難ビル）（36か所）

No.	名 称	所 在 地	海拔(m)	収容人員 (人)
1	雇用促進住宅 緑ヶ丘宿舎	飯島緑丘町11-1	12	540
2	北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3-1	3	4,830
3	チャレンジオフィスあきた	土崎港西三丁目9-15	2	970
4	雇用促進住宅 土崎宿舎	土崎港西二丁目12-48	3	90
5	社会福祉法人はまなす会ケアハウス土崎	土崎港中央三丁目4-40	6	500
6	医療法人正和会五十嵐記念病院 在宅総合ケアセンター	土崎港中央一丁目17-23	6	500
7	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6-1	9	2,160
8	土崎聖書キリスト教会グローリアチャペル	土崎港中央六丁目16-34	7	150
9	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3-1	10	1,140
10	土崎マンション	土崎港中央六丁目16-17	7	130
11	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1-78	7	2,680

No.	名 称	所 在 地	海拔(m)	収容人員 (人)
12	医療法人連忠会土崎病院介護老人保健施設なぎさ	土崎港中央四丁目4-26	7	580
13	秋田市環境部庁舎	寺内蛭根三丁目24-3	4	690
14	秋田市立体育館	八橋本町六丁目12-20	4	5,000
15	秋田県J Aビル	八橋南二丁目10-16	4	1,500
16	秋田県赤十字血液センター	川尻町字大川反233-186	3	120
17	株式会社ユアテック秋田支社	川尻町字大川反233-9	4	260
18	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8-31	8	920
19	秋田市営川尻住宅	川尻上野町1	9	480
20	株式会社さわやか倶楽部介護付有料老人ホーム さわやか桜式番館	卸町一丁目10-3	5	600
21	秋田市立大住小学校	仁井田字西潟敷33	6	1,820
22	秋田公立美術大学	新屋大川町12-3	8	850
23	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19-75	8	1,810
24	西部市民サービスセンター	新屋扇町13-34	7	590
25	牛島清水町市営住宅	牛島西四丁目29	5	240
26	天然温泉グランスパホテルこまち立体駐車場	卸町一丁目2-3	5	1,150
27	ドジャース食品館屋上駐車場	川尻大川町8-25	3	1,100
28	フォレストヒルズ山王	山王沼田町10-3	3	140
29	株式会社 ジーンズエムシーディ物流棟・工場棟	土崎港相染町字浜ナシ山17-3	5	1,000
30	秋田県児童会館	山王中島町1-2	4	681
31	秋田県職員港北新町公舎	港北新町10-1	9	100
32	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7-1	5	2,558
33	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2-27	4	160
34	山王プレスビル	山王六丁目1-13	5	248
35	秋田県営土崎港住宅	土崎港相染町字中谷地47-2ほか	5	199
36	ホテルルートイン秋田土崎	土崎港西二丁目12-30	4	850

福祉避難所一覧（平成30年6月1日現在）

No.	名 称	所 在 地	連絡先 電話番号	種 別
1	秋田聖徳会養護老人ホーム	旭南一丁目5-6	862-3267	高齢者施設
2	秋田市旭南老人デイサービスセンター	旭南一丁目8-12	823-8119	高齢者施設
3	秋田聖徳会障がい福祉センター聖和	川元小川町1-8	874-8415	障がい者施設
4	特別養護老人ホーム高清水寿光園	寺内後城6-41	845-4362	高齢者施設
5	特別養護老人ホーム南寿園	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	高齢者施設
6	障害者支援施設雄高園	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	障がい者施設
7	特別養護老人ホーム海松園	下新城中野字街道端西233-47	873-3505	高齢者施設
8	特別養護老人ホーム太平荘	太平八田字藤の崎231-3	838-2338	高齢者施設
9	太平荘ショートステイセンター	太平八田字藤の崎231-3	838-2338	高齢者施設
10	秋田市川口老人デイサービスセンター	檜山登町10-64	832-3966	高齢者施設
11	ひだまり老人デイサービスセンター	東通仲町4-1	884-1400	高齢者施設
12	障害者支援施設ひだまり	東通仲町4-1	884-1400	障がい者施設
13	本道の街ショートステイセンター	柳田字川崎138	884-7725	高齢者施設
14	本道の街デイサービスセンター	柳田字川崎138	884-7726	高齢者施設
15	本道の街ゆったり館	柳田字川崎138	884-7727	高齢者施設
16	特別養護老人ホーム松涛園	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	高齢者施設
17	養護老人ホーム松寿園	浜田字陳ケ原15-5	828-3618	高齢者施設
18	軽費老人ホーム（A型）だいせん	新屋大川町17-3	828-1851	高齢者施設
19	特別養護老人ホーム光峰苑	添川字鶴木台65-3	868-1188	高齢者施設
20	光峰苑デイサービスセンター	添川字鶴木台65-3	868-7400	高齢者施設
21	光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	添川字鶴木台65-3	868-3211	高齢者施設
22	光峰苑ショートステイケアホテルほどの	保戸野すわ町8-24	839-6341	高齢者施設
23	特別養護老人ホーム幸楽園	上新城中字片野4	870-2224	高齢者施設
24	ショートステイ幸楽園	上新城中字片野4	870-2224	高齢者施設
25	秋田市外旭川老人デイサービスセンター	外旭川字鳥谷場136	868-5414	高齢者施設
26	特別養護老人ホーム金寿園	下新城笠岡字川向28	857-3811	高齢者施設
27	特別養護老人ホームやすらぎホームけやき	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	高齢者施設
28	特別養護老人ホーム新成園	浜田字元中村280-9	828-0022	高齢者施設
29	短期入所生活介護施設新成園	浜田字元中村280-9	828-0022	高齢者施設
30	通所介護施設新成園	浜田字元中村280-9	828-0022	高齢者施設
31	ケアハウス大地	浜田字元中村280-9	828-0022	高齢者施設
32	特別養護老人ホーム魁聖園	新藤田字治郎沢52-6	836-1661	高齢者施設
33	魁聖園短期入所生活介護事業所	新藤田字治郎沢52-6	836-1661	高齢者施設
34	魁聖園デイサービスセンター	新藤田字治郎沢52-6	836-1661	高齢者施設
35	魁聖園ケアハウス	新藤田字治郎沢52-6	836-1661	高齢者施設
36	特別養護老人ホームリンデンバウムいずみ	泉菅野二丁目17-11	896-5880	高齢者施設
37	リンデンバウムいずみショートステイ	泉菅野二丁目17-11	896-5880	高齢者施設
38	リンデンバウムいずみデイサービスセンター	泉菅野二丁目17-11	896-5880	高齢者施設
39	ケアハウススプリングヒル	泉菅野二丁目17-11	896-5880	高齢者施設
40	ウェルビューいずみ老人デイサービスセンター	泉菅野二丁目17-27	896-6277	高齢者施設
41	ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター	泉菅野二丁目17-27	896-6277	障がい者施設
42	ウェルビューいずみ生活支援ハウス	泉菅野二丁目17-27	896-6277	高齢者施設

No.	名 称	所 在 地	連絡先 電話番号	種 別
43	特別養護老人ホーム河辺荘	河辺大張野字水口沢216	882-3516	高齢者施設
44	特別養護老人ホーム花の家	雄和石田字苗代沢18	886-2626	高齢者施設
45	デイサービスセンター緑水苑	雄和石田字苗代沢25-1	886-5110	高齢者施設
46	介護老人保健施設あいぜん苑	上新城道川字愛染58	870-2001	高齢者施設
47	デイサービスセンターあいらんど	飯島新町一丁目3-15	880-6688	高齢者施設
48	特別養護老人ホーム一つ森	上北手荒巻字鳥越229-7	892-7776	高齢者施設
49	介護老人保健施設桜の園	下北手梨平字登館8	839-5977	高齢者施設
50	小規模多機能居宅介護幸の家	南通亀の町12-22	832-3008	高齢者施設
51	特別養護老人ホーム八橋	八橋イサノ一丁目2-4	896-0377	高齢者施設
52	特別養護老人ホームひなた	土崎港西三丁目11-5	816-0377	高齢者施設
53	ショートステイひなた	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	高齢者施設
54	デイサービスセンターひなた	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	高齢者施設
55	障害者支援施設ほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	障がい者施設
56	リフレッシュコア中通	中通四丁目3-23	874-8277	高齢者施設
57	ケアハウス土崎	土崎港中央三丁目4-40	845-4575	高齢者施設
58	高齢者介護施設ぬくもり山王	川尻町字大川反233-59	824-7000	高齢者施設
59	小規模多機能ホーム日吉坂	新屋比内町7-4	893-3800	高齢者施設
60	秋田市河辺老人デイサービスセンター	河辺三内字外川原34-2	883-2770	高齢者施設
61	秋田市八橋老人デイサービスセンター	八橋南一丁目8-2	866-1343	高齢者施設
62	秋田市老人福祉センター	八橋南一丁目8-2	866-1341	高齢者施設
63	みそのホームデイサービスセンター	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	高齢者施設
64	小規模多機能型居宅介護みそのホームリアの家	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	高齢者施設
65	みそのホームグループホーム	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	高齢者施設
66	ケアハウスファミリー園	桜一丁目4-21	887-3066	高齢者施設
67	ファミリー園デイサービスセンター	桜一丁目4-21	887-3066	高齢者施設
68	清水水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	障がい者施設
69	秋田県身体障害者更生訓練センター	新屋下川原町2-3	863-4471	障がい者施設
70	秋田ワークセンター	下北手柳館字前田面134	831-8010	障がい者施設
71	ふきのとう	柳田字竹生168-1	837-1320	障がい者施設
72	竹生寮ぱれっとハウス	柳田字竹生168	834-2577	障がい者施設
73	柳田新生寮	柳田字竹生197	835-3371	障がい者施設
74	介護老人保健施設ニコニコ苑	下新城中野字琵琶沼138-1	873-2525	高齢者施設
75	げんきハウス金足	金足追分字海老穴222	872-1116	障がい者施設
76	げんきハウス下新城	金足追分字海老穴222	872-1116	障がい者施設
77	指定相談支援事業所クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	障がい者施設
78	秋田県立視覚支援学校	南ヶ丘1丁目1-1	889-8571	特別支援学校
79	秋田県立聴覚支援学校	南ヶ丘1丁目1-1	889-8572	特別支援学校
80	秋田県立秋田きらり支援学校	南ヶ丘1丁目1-1	889-8573	特別支援学校
81	秋田県立栗田支援学校	新屋栗田町10-10	828-1162	特別支援学校

秋田市災害対策本部の事務分掌

部	班	業 務 内 容
総務部 (総務部長)	総務班 ※(総務課長)	1 本部長および副本部長との連絡に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関する事 4 輸送車両の確保および配車に関する事 5 輸送協力機関への協力要請に関する事 6 避難者および負傷者の輸送に関する事 7 その他輸送全般に関する事 8 殉職者に対する慰霊措置に関する事 9 災害見舞者の応接に関する事 10 その他、他の部に属しない事項に関する事
	動員連絡班 ※(人事課長)	1 職員の動員に関する事 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関する事 3 職員の被害調査に関する事 4 災害応急対策活動従事者（職員等）の公務災害補償に関する事
	防災対策班 ※(防災安全対策課長)	1 災害対策本部会議に関する事 2 気象予警報の受理、伝達に関する事 3 災害情報の収集総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 災害の公示および災害報告に関する事 6 災害記録に関する事 7 応援協定締結都市等への応援要請に関する事 8 自衛隊の派遣要請要求に関する事 9 防災行政無線の確保に関する事 10 備蓄物資の供給に関する事 11 生活必需品の調達に関する事 12 他班に属さないり災証明に関する事 13 電気関係機関ならびに業者との協力要請に関する事
	契約班 ※(契約課長)	1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関する事
	管財班 ※(管財課長)	1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関する事 2 市有物件の損害調査および応急対策に関する事 3 車両の確保および配車に関する事
企画財政部 (企画財政部長)	企画班 ※(企画調整課長)	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事 2 要望陳情に関する事 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事 4 海外からの見舞い等に関する事
	広報班 ※(広報広聴課長) (情報統計課長)	1 避難および避難所等の広報に関する事 2 災害状況の広報資料等の収集作成に関する事 3 災害記録の撮影に関する事 4 報道関係機関への連絡等に関する事 5 災害情報の提供に関する事 6 その他防災上必要な広報に関する事
	財政班 ※(財政課長) (市民税課長) (資産税課長) (納税課長)	1 災害関係の予算に関する事 2 救援物資の受付け、保管に関する事 3 義援金の受納に関する事 4 その他財政全般に関する事 5 税の減免措置に関する事 6 家屋の損壊等に係わりり災証明に関する事 7 税の徴収猶予に関する事

※は班長を表す

部	班	業 務 内 容
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活班 ※(生活総務課長) (市民協働・地域分権推進課長) (市民課長) (国保年金課長) (特定健診課長) (後期高齢医療課長) (西部市民サービスセンター所長) (北部市民サービスセンター所長) (河辺市民サービスセンター所長) (雄和市民サービスセンター所長) (市民相談センター所長) (駅東サービスセンター所長) (秋田市民交流プラザ管理室長)	1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること 3 避難所の管理運営に関すること（施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応） 4 避難者名簿の作成に関すること 5 市民からの問い合わせに関すること 6 防災相談所の開設に関すること 7 防犯に関すること 8 町内会等との連絡に関すること
福祉部 (福祉保健部長)	福祉班 ※(福祉総務課長) (障がい福祉課長) (長寿福祉課長) (保護課第一課長) (保護課第二課長) (介護保険課長) (地域福祉推進室長)	1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 福祉施設（主に入所施設）に係わる被害調査に関すること 3 見舞金の配布に関すること 4 奉仕団体の派遣に関すること 5 炊き出しに関すること 6 生活必需品の供給に関すること 7 災害ボランティアの受け入れに関すること 8 災害時要援護者の避難支援に関すること 9 災害時要援護者の避難所生活に関すること 10 要援護世帯のり災援護に関すること 11 義援金等の配分に関すること 12 その他福祉全般に関すること
	食肉衛生検査班 ※(食肉衛生検査所長)	1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 と畜場における食肉衛生に関すること
保健部 (保健所長)	保健衛生班 ※(保健総務課長) (保健予防課長) (健康管理課長) (衛生検査課長)	1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 医療救護の応援要請に関すること 3 防疫、消毒に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 防疫資機材ならびに薬品の調達に関すること 6 秋田市医師会との連絡調整に関すること 7 避難者(避難所外避難者含む)の身体および心のケアに関すること （必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応） 8 その他保健衛生に関すること
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども班 ※(子ども総務課長) (子ども育成課長) (子ども健康課長) (子ども未来センター所長)	1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 児童福祉施設（民間施設）の被害調査に関すること 3 子ども未来部所管施設内における児童生徒の避難および救護に関すること
環境部 (環境部長)	環境班 ※(環境総務課長) (環境都市推進課長) (環境保全課長) (廃棄物対策課長) (総合環境センター所長)	1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 トイレ利用の確保に関すること 3 ごみ、し尿の処理処分に関すること 4 清掃用車両および作業員の確保に関すること 5 その他清掃全般に関すること

※は班長を表す

部	班	業 務 内 容
商工部 (商工部長)	商工労働班 ※(商工労働課長)	1 商工労働課所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 工業に係わる被害調査に関する事 3 その他工業全般に関する事 4 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問い合わせに関する事 5 り災失業者の相談に関する事 6 商業に係わる被害調査に関する事 7 り災中小企業者に対する金融措置に関する事 8 その他商業関係全般に関する事
	観光物産班 ※(観光物産課長)	1 観光物産課所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 避難者の入浴サービスの提供に関する事 3 その他観光物産関係全般に関する事
	港湾貿易班 ※(港湾貿易振興課長)	1 港湾貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関する事
	動物園班 ※(大森山動物園事務長)	1 農・漁業に係わる被害調査に関する事 2 農林水産業に係わり災証明に関する事 3 農・漁業関係者の資金融資等に関する事 4 その他農・漁業全般に関する事
農林部 (農林部長)	農林総務班 ※(農林総務課長)	1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関する事 2 家畜伝染病の予防に関する事 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する事 4 死亡獣畜処理の相談に関する事
	農業農村振興班 ※(農業農村振興課長)	1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関する事 2 家畜伝染病の予防に関する事 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する事 4 死亡獣畜処理の相談に関する事
	農地森林整備班 ※(農地森林整備課長)	1 農地・農業用施設の被害調査ならびに応急対策に関する事 2 林業に係わる被害調査に関する事 3 林業施設等の被害調査ならびに応急対策に関する事 4 その他農地・農業用施設・林業全般に関する事
	市場班 ※(市場管理室長)	1 卸売市場の被害調査および応急対策に関する事 2 食料品等の調達全般に関する事 3 救援物資(食料)の受け、保管に関する事
建設部 (建設部長)	道路班 ※(建設総務課長) (道路建設課長) (道路維持課長)	1 道路、橋および堤防の被害調査および応急対策に関する事 2 道路などの障害物の除去に関する事 3 通行不能箇所の表示に関する事 4 河川の被害調査および復旧に関する事 5 河川の漂流物の除去に関する事 6 各道路管理者との連絡調整に関する事 7 その他土木全般に関する事
	建築班 ※(建築課長)	1 市有建築物ならびに施設、設備の応急対策に関する事 2 応急仮設住宅の建設工事に関する事 3 被災住宅の応急修理工事に関する事
	公園班 ※(公園課長)	1 公園施設に係わる被害調査および応急対策に関する事

※は班長を表す

部	班	業 務 内 容
都市整備部 (都市整備部長)	都市総務班 ※(都市総務課長)	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること 2 被災住宅の応急修理に関すること 3 都市総務課の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に関すること
	都市計画班 ※(都市計画課長)	1 都市計画課の事業に係わる被害調査に関すること
	交通班 ※(交通政策課長)	1 都市交通に係わる被害調査および応急対策に関すること 2 交通安全対策の連絡調整に関すること
	建築指導班 ※(建築指導課長)	1 建築物等の応急危険度判定に関すること 2 その他建築相談に関すること
	住宅整備班 ※(住宅整備課長)	1 応急仮設住宅の建設計画に関すること 2 建設資金のあつせん等による被災住宅の復旧対策に関すること 3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関すること
	都市整備班 ※(駅東事務所長)	1 駅東事務所の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に関すること
上下水道部 (上下水道事業管理者)	上下水道総務班 ※(総務課長)	1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関すること 2 情報の収集、記録、報告および広報に関すること 3 秋田市災害対策本部との連絡に関すること 4 関係機関への応援要請および受入に関すること 5 車両および無線の配備と統括に関すること 6 各課との連絡調整に関すること
	給水班 ※(お客様センター所長) (給排水課長)	1 断水の巡回広報に関すること 2 応急給水に関すること 3 災害による問い合わせに関すること
	復旧班 ※(維持管理課長) (水道建設課長) (下水道建設課長) (浄水課長) (下水道施設課長)	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関すること 2 水圧、流量等の配水調整に関すること 3 応急給水の水質検査および衛生管理に関すること 4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関すること 5 処理場の排水機能の確保に関すること 6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関すること 7 個別排水施設の被害調査および復旧工事に関すること
教育部 (教育長)	学校教育班 ※(総務課長) (学事課長) (学校教育課長)	1 学校施設に係わる被害調査および応急対策に関すること 2 児童生徒の避難および救護に関すること 3 臨時校舎の開設に関すること 4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関すること 5 り災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関すること 6 保健衛生および学校給食の保全措置に関すること 7 児童生徒の心のケアに関すること 8 その他学校教育全般に関すること
	文化振興班 ※(文化振興室長)	1 文化財等の被害調査および保全対策に関すること 2 文化施設に係わる被害調査および応急対策に関すること
	生涯学習班 ※(生涯学習室長)	1 社会教育施設に係わる被害調査および応急対策に関すること 2 その他社会教育全般に関すること
	体育班 ※(スポーツ振興課長)	1 社会体育施設に係わる被害調査および応急対策に関すること 2 その他社会体育全般に関すること

※は班長を表す

部	班	業 務 内 容
消防部 (消防長) (消防団長)	消防総務・調査班 ※(総務課長) (予防課長)	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること 2 火災原因ならびに損害調査に関すること 3 消防協力者の災害補償に関すること 4 火災り災証明に関すること 5 消防職員、団員の配食に関すること 6 その他警防調査全般に関すること
	指揮班 ※(警防課長) (救急課長)	1 消防職員の動員に関すること 2 消防部隊の指揮運用に関すること 3 災害現場の連絡調整に関すること 4 警防資機材の調達に関すること 5 消防応援要請に関すること 6 その他警防指揮全般に関すること
	防ぎょ班 ※(秋田消防署長) (土崎消防署長) (城東消防署長) (秋田南消防署長) (河辺消防署長)	1 災害の防除ならびに警戒に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関すること 4 警戒区域の設定に関すること 5 災害現場における被害調査および報告に関すること 6 その他警防活動全般に関すること
	情報収集班 ※(指令課長)	1 消防通信および指令全般に関すること 2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関すること 3 市民からの情報収集に関すること 4 関係機関との連絡に関すること 5 災害現場との連絡に関すること 6 災害活動状況の収集および報告に関すること
	協力班 ※会計課長 議会・選挙管理・農業 ・監査各委員会事務局	1 人員不足等各班への協力に関すること 2 物資、機材調達等会計処理に関すること 3 議員、各委員への報告等に関すること 4 その他

※は班長を表す

○災害対策基本法

(昭和36年11月15日法律第223号)

最終改正：平成26年11月21日法律第114号

(最終改正までの未施行法令)

平成26年 6 月13日法律第67号(未施行)

第4章 災害予防

第3節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5章 災害応急対策

第1節 通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項

9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

第2節 警報の伝達等

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（改訂版）

平成27年3月

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5661 FAX 018-888-5658

E-mail ro-wfmn@city.akita.akita.jp

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/EApplan.htm>